

平成29年12月15日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時12分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程表によりたいと思います。

また委員長報告の取りまとめについては、19日、火曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りします。

日程については、先ほど説明のとおり行いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は警察本部を除き、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思ひますので、御了承ください。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 それでは総務部について行います。

初めに、議案について総務部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

なお、この後行う行政管理課の議案に、教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より田村教育長、警察本部より小柳本部長が同席しております。

◎梶部長 まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。お手元の青いインデックス総務部、表紙に総務委員会資料、議案補足説明資料とある資料をおめくりいただきまして、平成29年度12月補正予算編成の概要という資料をお願いいたします。

下の表の歳出のうち1番下の行、総計（1）＋（2）の欄の中ほど、補正額（B）の欄をごらんをいただきたいと思ひます。総額で14億5,515万4,000円の増額補正となっております。今回の補正では、台風21号等による被害への迅速な対応や牧野植物園の磨き上げ、高知家健康パスポート事業の充実に要する経費などにつきまして予算計上しております。

歳出の内訳でございますが、（1）経常的経費が12億8,600万円余りの増額となっております。人件費につきましては、人事委員会勧告に基づく給与改定や時間外勤務手当の増額などによるものであります。（2）投資的経費は1億6,800万円余りの増額となっており、主に台風21号等による被害への対応によるものであります。

これらの歳出を賄う上の表の（1）歳入の補正につきましては、中段の（2）特定財源

が6,400万円余りとなっております。内訳といたしましては、国庫支出金が8,900万円余りの減、県債が700万円、その他が1億4,700万円余りの増となっております。

上段の(1)一般財源でございますが、補正額から特定財源を除きます13億9,000万円余りにつきまして、財政調整基金の取り崩しにより対応することとしたものでございます。以上簡単ですが、今回の補正予算の概要でございます。

続きまして、総務部から提出しております議案について御説明をさせていただきます。まず第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」の所管分でございますが、資料ナンバー②、議案説明書補正予算の5ページ、総務部補正予算総括表をごらんください。

今回、補正予算でお願いいたしますのは、1番下の計の補正額の欄でございますが、一般会計の総額で3億4,633万8,000円の増額でございます。このうち時間外勤務等を除く人件費につきましては各課共通事項となりますので、私から一括して御説明申し上げます。

人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び期末勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもの及び人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものでございます。資料には記載しておりませんが、総務部では、時間外勤務手当等を除き6,500万円余りの人件費の増額補正となっております。その他、財政課から歳入補正予算及び追加の債務負担行為を提出させていただいております。

次に、条例その他議案でございます。資料ナンバー③、議案説明書(条例その他)の表紙をおめくりいただきまして、目録をお願いいたします。

条例議案といたしまして、第8号から第10号までの3件を提出させていただいております。また、その他議案としまして、第16号及び第17号の2件を提出させていただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をさせます。

次に報告事項でございます。資料はお手元の資料のうち、青いインデックスの総務部、表紙が総務委員会資料報告事項という資料をお願いいたします。

今回御報告をいたしますのは、文書情報課から「高知県公文書館(仮称)の概要(基本設計)について」、財政課から「会計検査院の実地検査の結果について」、税務課から「第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性について」、市町村振興課から「大川村議会維持対策検討会議の中間取りまとめについて」、管財課から「建物共済事業に係る時効経過事案について」の5件でございます。詳細については、後ほど担当課長に説明をさせます。

最後に、主な審議会等の状況について御説明させていただきます。先ほどごらんいただきました資料の赤いインデックス、審議会等の資料をお願いいたします。まず、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては12月6日に開催いたしまして、要配慮個人情報の収集の制限の例外等に関する審議や個人情報の収集等の制限による事務事業への影響に関する庁内調査の結果等について報告をさせていただいたところでありま

す。

次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期については、12月8日に開催いたしまして、公益法人等に関する定期提出書類等の報告が行われたところでございます。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、10月17日及び12月5日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議し、1件について答申の決定がなされております。こちらにつきましては、担当課長からの説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

〈行政管理課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 まず第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、当課の所管分について御説明申し上げます。資料は、青色のインデックス総務部、議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんください。表題に、時間外勤務手当等予算額・決算額の推移（知事部局）とある資料でございます。

平成25年度以降の時間外勤務手当等の状況について記載しております。知事部局全体の時間外勤務手当等に係る予算を当課で一括して計上しておりますが、例年当初予算の見込みを上回るため、主に12月議会で補正をお願いしております。平成29年度の欄でございますが、本年度は台風による被害への対応やスポーツ振興等さまざまな業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生しておりますので、2億8,272万4,000円の増額補正をお願いするものです。増額補正後の予算額は、昨年度最終の予算額と比較しますと1.5%の増となっております。今後も県勢浮揚に向け、全力を挙げてさまざまな県政課題に取り組みながら、職員の健康管理に十分配慮しつつ、時間外勤務の縮減にも取り組んでまいります。

次に、当課が所管いたします条例議案について御説明申し上げます。資料ナンバー④、議案説明書（条例その他）の13ページをごらんください。第8号議案になります。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案の要綱で御説明します。

まず、1条例改正の目的は、議会の議員の皆様及び知事等に対し支給する期末手当の額の改定をしようとするものでございます。

次に、2主要な内容でございます。本年12月期及び来年度以降の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げることとしております。後ほど第9号議案で御説明申し上げますが、今回、一般職員の期末勤勉手当の支給月数について、人事委員会の勧告どおり0.05月引き上げることに応じまして、議員の皆様や知事等の期末手当の年間支給月数について、現在の3.00月に、一般職に係る引き上げの割合でございます1.012を乗じて得られた3.03月を、

0.05月単位で調整しますと3.05月となりまして、この結果0.05月引き上げるものでございます。

引き上げの算式端数計算の考え方は、従来の考え方と同様でございます。ここに記載しております表のうち、県議会議員の区分で御説明しますと、本条例施行前の支給月数の欄、つまり現在の支給月数は年間で3.00月でございますが、本条例施行後の支給月数の欄、つまりこの条例による改正後の支給月数は、今年度、来年度以降とも12月におきまして、それぞれ現在より0.05月引き上げることとしまして、年間の計のところにありますとおり、3.05月となるものでございます。

3 施行期日等につきましては、公布の日から施行し、ことし12月期の期末手当に係るものが、この12月1日から適用することとしております。

続きまして、職員の給与の改定に関します条例議案5本について、あわせて御説明します。資料はお戻りいただきますが、青色のインデックス総務部、議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の2ページをごらんください。表題に第9号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案についてとある資料でございます。

まず、1 条例改正の目的は、本年10月に高知県人事委員会から議会及び知事になされた職員の給与等に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員に対して支給する給料月額及び諸手当の改定をしようとするとともに、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が本年5月に施行されたこと等を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするものでございます。

今回改正する条例は、2 にありますとおり、知事部局等の職員に適用される(1)の職員の給与に関する条例を初め、五つの条例でございます。

次に、3 の主要な改正内容でございます。まず(1)の給料表の改正です。ここでは、行政職給料表の改定を前提に御説明します。県内の民間給与と職員の給与との格差を解消するため、平均0.17%引き上げようとするものでございます。改定に当たりまして、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が4年連続で初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引き上げを行ったこと、また本県の初任給が他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることも踏まえまして、優秀な人材の確保を図るため、初任給及び若年層を重点的に引き上げ改定を行うこととしております。

具体的には、行政職給料表の初級、上級試験による採用職員の初任給を1,500円引き上げるとともに、若年層についても同程度の改定を行うこととしております。その他についてはそれぞれ200円引き上げを基本としております。また再任用の給料月額につきましてもこの取り扱いに準じて、改定を行うこととしております。またその他の給料表につきましても、行政職の給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

(2) 初任給調整手当につきましては、医師や歯科医師といった、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対して、人材確保のため一定期間支給することとしている手当でございます。表にありますとおり、医師、歯科医師に対する支給月額の限度額につきまして、国家公務員の改定に準じまして、現行41万3,800円を、改正後の41万4,300円に引き上げることとしております。また、医学または歯学に関する専門知識を必要とする職については現在該当者はいませんが、支給月額の限度額につきまして、現行6万7,400円を、改正後6万7,500円に引き上げるものでございます。

(3) 期末手当及び勤勉手当につきましては、一般職員の年間支給月数を4.05月から4.10月へと、0.05月引き上げるものでございます。このプラス0.05月につきましては、表にありますとおり12月の勤勉手当の支給月数について、現行の0.75月を、今年度におきましてはアンダーラインのとおり改正後0.80月としまして、また、来年度以降におきましてはアンダーラインのとおり、6月期、12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、0.775月とすることとしております。

なお、表の下に注意書きしておりますとおり、副部長級以上である特定幹部職員につきましては、一般職員と同様、年間支給月数は4.10月といたしますが、6月期、12月期とも、勤勉手当の支給月数は期末手当から0.2月分をさらに振りかえた月数となっております。また、下から2行目の再任用職員の期末勤勉手当につきましては、現行の2.125月を改正後2.15月へと0.025月を。それから、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当につきましては、現行3.06月を、改正後3.10月へと、0.04月をそれぞれ人事委員会勧告に沿って引き上げることとしております。

次に、3ページの特務手当の見直しについてでございます。現在職員の給与に関する条例に規定されている水防作業等手当を廃止しまして、新たに国家公務員に準じて、異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生する恐れがある現場等で行う作業に従事したときは、1日当たり2,160円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める額の特務手当、災害応急作業等手当を支給することとします。この手当につきましては、職員の給与に関する条例の対象となる知事部局等の職員が対象となります。表にありますとおり、水防作業等手当は暴風雨や大雨などによる水害等におきまして、警報発令中の、特に危険を伴う警戒、巡視、水防作業等に従事した場合に支給される、本県独自の特殊勤務手当でございます。これは右の欄にあるとおり、国家公務員に準じまして、特に地震を初めとした異常な自然現象全般につきまして、巡回業務や応急作業等に従事する場合に支給できるよう災害応急作業等手当へと見直すものでございます。なお、現在、水防作業等手当が支給できる場合におきましても、今後、災害応急作業等手当として支給されることとなります。

それから(5) 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設について

でございます。国におきまして、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定しました人事院規則が施行されたことを考慮しまして、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をするものでございます。

具体的には、まずアのとおり、特定大規模災害に対処するため、死体の取り扱いに関する作業に従事したときに、1日当たり4,000円を超えない範囲で、人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給します。特に記載しておりませんが、特定大規模災害等は、災害対策基本法に規定されております緊急災害対策本部が国において設置された災害のこととございまして、これまで該当するのは東日本大震災のみとなっております。

次に、イのとおり、原子力災害特別対策措置法に規定されている原子力緊急事態宣言があった場合で、この宣言に係る原子力事業所の敷地内、またはその周辺の区域等で行う作業に従事したときは1日当たり4万円を超えない範囲で、人事委員会が定める特殊勤務手当を支給します。

4の施行期日等でございます。公布の日から施行することとしますが、このうち給料表の改定に係るものは本年4月1日から、期末手当、勤勉手当について、本年12月期とあるものは本年12月1日から、初任給調整手当及び来年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは、来年4月1日からそれぞれ適用します。

以上で、行政管理課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 一つは、先ほど説明のありました特殊勤務手当の関係です。現行だと、警報発令という一つの目安が明確だと思うんですね。それが新設される場合は、異常な自然現象ということで対象となる災害が広がっているということは望ましいことと思うんです。ただこのときの、客観的な手当支給となる判断基準。例えば、台風なんかやったら、今1番最初に避難準備情報が出たりということになっているんですけども、そこら辺の客観的な基準みたいなのは、何かあるんでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 まず、先ほど御説明したとおり、今までの水防作業等手当については、これまでどおり警報発令中のものについて、今度新しい手当で支給されます。それ以外のケースについては、国のほうでも被災の個々の状況に応じまして、この著しい災害等に該当する場合、個々のケースに応じてその都度、支給要件に該当するかどうかを判断するとお聞きしておりまして、個々のケースで判断していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 例えば、高知県でこういう災害が発生したとき、国の職員もいるわけですね。県の職員もその災害に対応しておると。そのときに、例えば国ではこういう判断で支給対象としたと。県はどうするのかというときに、一定国の判断基準なんかも一つの目安になったりとか、そこに均衡を失しない形の判断がされるとか、そういう意味ですか。

◎笹岡行政管理課長 おっしゃるとおりでございます。

◎坂本（茂）委員 もう一つ、毎年この時期に、どうしても時間外勤務手当の補正を組まざるを得ない実態があるわけですが、ことし特に極めて繁忙な課で、定数をふやすという対応をされて、時間外の若干の解消につなげようとしているとお聞きしているんです。今回二つの課だと思えるわけですが、どんな判断基準で定数をふやそうとされているのかをお聞きします。

◎笹岡行政管理課長 明確な基準はないんですけれども、例えば、今回のケースで言いますと、職場の中に過労死基準に該当する、例えば1月で100時間以上の職員がいるとか。例えば80時間以上が連続している職員がいるといったケースで、特に100時間以上の場合については、所属に対して行政管理課が、直接その事情とか状況等について、これは一時的な繁忙状況にとどまらず、今後もそういう状況が続くそうだとすることを十分に聞き取りした上で、年度内に今後の見込みを聞いた場合、人的な手当をしないと、例えば100時間の状況が続くといったことが見込まれるときには、やはり人的な手当が必要だろうということで判断いたします。そこは一時的に超えているケース、過労死基準に該当する方が出る場合、いろんな所属でありますけれども、個別に今言ったような形で判断をしまして、人の手当をしていくとしておりまして、今回もそのようなケースでございました。

◎坂本（茂）委員 幾つか判断基準はあるにしても、その中でもやはり過労死基準を超えるような勤務状況の職員が複数いるとか、また継続的に続かざるを得ない実態にあるとか、そういったことが中心に判断がされるということなんですか。

◎笹岡行政管理課長 今回の例ということで、あくまで一つのケースでございます。それ以外にも、全く新しい業務で人的に対応ができないというケースについては、これまでも措置してきておりますけれども、今坂本委員がおっしゃったような、非常に繁忙であるという今回特に対応をさせていただいたケースにおいては、今私が御説明させていただいたという事情、一つ大きな判断要素であったということでございます。

◎坂本（茂）委員 それは純増という形か、どっかからまたスクラップしてという形なのか。例えば、年度途中でスクラップアンドビルドでふやすということになれば、スクラップされるところについては、また業務の見直しを年度途中でしなければならぬことが出てくるわけで、そういうことではなくて、純増という形で対応されているということですか。

◎笹岡行政管理課長 今回対応したものについてはいわゆる純増という形で、どこかにスクラップをしていただいているということではありませんでした。

◎坂本（茂）委員 先ほど言われるような、職員の健康管理上の面から危惧されることがあるのであれば、年度途中でそういう対応をしていただくということは、今後もぜひ臨機に対応していただけたらと思います。

◎加藤委員 残業手当に関連して、この表を見せていただくと時間外勤務が26年度からふえて、ちょっと高どまりをしているような印象もあるんですけどね。今、質疑にありましたように、健康面からも時間外勤務が随分長い職員には注意して管理もしていただきたいと思うのが一つ。全体的に多いということであれば、残業を、この勤務時間手当も減らしていく方向で取り組んでいただきたいと思うんです。一方で、余りじゃんじゃん減らされ過ぎると、今度どんどん給料が下がることにもなりますので、そのバランスというのも、非常に大事だと思うんです。特徴的に忙しい部署を指導するというのは大事なんですけれど、個人で、例えばどの部署に行っても残業が多い方なんていらっしゃったら、残業を減らすということは、実質給料が減ることにもなりますので、そういうところもしっかり管理をしていく必要もあるのかなと思いますけれども。そのあたりは、どういう体制で指導されていますか。

◎笹岡行政管理課長 委員のおっしゃったことに対して、直接的な回答になるかどうかなんですけれども、確かに人によって、仕事のスタイルでどうしても念入りにやって残業が長くなるケースは正直あります。そういうケースにかかわらず、本当に時間外勤務をする場合の決まりとしては、あらかじめ事前に所属長へメールをして、その業務を、その日に時間外勤務が必要なかどうかを所属長のほうで確認して、事前に命令してやっていただくという形をしております。個々のケースに、職員ごとに応じて、本当に時間外勤務が必要なかどうかを丁寧に聞き取りをしまして、命令をしてやっていただく形になります。ですので今おっしゃったようなケースにつきましても、本当にきょう必要なかどうか、それはどれだけ時間がかかるのかということも加味しながら、仕事の効率的なやり方、今特に言っているのが資料づくりもどの程度までやるのかということ、庁内でも特に意を用いて指導、周知も心がけるように話をしておるところでございますので、そういった意味での時間外勤務の縮減にも心がけています。

◎加藤委員 民間の方なんかには聞くと、管理職の方は残業を減らすのが非常に大変なんだそうです。給料が減ることにもつながりますので、管理職の方々が、早く帰ってねという努力をしながらやっているような話も聞いたことがあります。例えば管理職の方々よりも給料が高くなるケースは結構あるもんですか。例えば部長より給料の高い方がおいでることもありますでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 時間外勤務が多い職員はおります。そういったケースによっては、結果として課長級ぐらいももらえているケースはあります。

◎加藤委員 必要な手当を出すのは当然ですけど、そうなってくると、職務の責任の重さなんかと報酬とのバランスが崩れてくるところもあると思うんですね。そういうところも総合的に含めながら、しっかり管理をしていただきたいなと思います。健康面が1番大事ですけども。

◎笹岡行政管理課長 おっしゃられるように、もちろん時間外勤務の縮減をなぜやるかという一つの大きな理由としては、健康管理であると考えております。今、全体として時間外手当もふえておりますけれども、私どもとして留意しているのが、時間外勤務が集中して多い職員を、いかにバランスよくしていくかということでございます。今回資料にあったように、過重なところへ人を配置させていただきました。そういった形で、できるだけ集中して多い方を減らして、さっきのデータも報酬額の結果として多くなっている方がおりますので、全体として、時間外勤務もバランスよくなるようにしていきたいと考えております。

◎西森委員 今何か、生活費のために残業するみたいな話にちょっと聞こえたんですが、そういう人っているんですか。実際は生活費のために残業するという人はいないでしょう。

◎笹岡行政管理課長 もちろん前提としましてやらなければならない仕事があるので、所属長としても命令をして業務をやっていただくということでございます。結果として、手当が入っているということですので、そういう前提で、生活費のためということよりも、業務があるからだと思っております。

◎西森委員 だから、残業があって、結果的に残業手当が出ているという話だと思しますので、もし生活のために残業やっているという人がいたら、そこはきっちりと総務部は見えていかないといけないと思います。

◎笹岡行政管理課長 繰り返しになりますけれども、時間外勤務は所属長の事前命令に基づいてやります。業務がある、その必要性を見て、人を見て命令をしてやるということになりますので、そういった形を徹底していきたいと思っております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで教育長と警察本部長は退席します。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 一般会計補正予算について御説明をいたします。資料ナンバー②、議案説明書の13ページをお開きいただけますでしょうか。

まず歳入についてでございますけれども、今回の補正予算全体に必要となります一般財源につきまして、財政調整基金繰入金13億9,038万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に14ページをお開きください。歳出についてでございますけれども、財政費の person 費以外では17款諸支出金の3項公営企業支出金の補正がございます。このうち3目病院事業会計支出金につきましては、病院事業会計における person 費の補正に伴いまして、195万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして15ページをお開きください。債務負担行為でございますけれども、決算支援

システム等改修委託料について御説明をいたします。決算支援システムは、毎年度総務省に報告をする地方財政調査、いわゆる決算統計の調査票の作成に当たりまして、県庁内の各課における決算額の集計作業や、財政課における分析作業などを支援するとともに、総務省への提出データを取りまとめるためのシステムとして、平成17年度から運用を行っております。

本システムにつきましては、運用開始後13年が経過をしております、10年以上改修も行っていないことから、現在ではシステムの仕様が古くなってきていること。また、同じ数値を複数回にわたり入力する必要があるなど、作業に非効率な部分があること。システムにエラーチェックを行う機能が十分備わっておらず、事後のチェックに多くの手間を要していることなどの課題があるところでございます。

こうした状況も踏まえまして、財政課はもとより、全庁における決算統計作業の効率化、省力化を図るために、今回システムへの入力方法を簡略化いたしますとともに、エラーチェックを充実させるなどのシステム改修を行おうとするものでございまして、1,015万円を計上しております。平成29年度の決算作業に対応するために、12月補正予算におきまして債務負担行為をお願いするものでございます。補正予算に関しては以上でございます。

続きまして、資料ナンバー③、条例その他議案の59ページをお開きください。こちらは第16号、平成30年度当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額に関する議案でございます。宝くじは、当せん金付証票法によりまして、県議会の議決をいただいた金額の範囲内で総務大臣の許可を得て販売できることとなっております、例年この時期に翌年度の発売総額の議決をいただいているものでございます。来年度の発売総額につきましては、全国自治宝くじ事務協議会において、今年度とほぼ同水準の発売が計画をされていることを受けまして、今年度と同額の80億円に据え置きたいと考えてございます。

条例その他議案に関しては以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 当課が所管いたします条例その他議案の2議案につきまして、御説明を申し上げます。まず第10号議案「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の赤いインデックス、市町村振興課の1ページをお願いいたします。

まず、制度の概要について御説明いたします。（1）のところですが、マイナンバーの利

用に関して、番号法と呼んでおります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におきましては、マイナンバーを利用できる事務を大きく2種類に限定をしております。

一つは法定利用事務と呼ばれておりますけれども、番号法で定められている事務でございます。具体例で申しますと、生活保護法による生活保護の決定や支給に関する事務などがこれに該当いたします。もう一つは地方公共団体が条例で定める事務でございます、この条例で定める事務につきましては、後ほど御説明いたします情報連携を行うことができる事務に限って、マイナンバーを活用するという考え方に基きまして、平成28年6月議会におきまして、19事務を条例に規定をしたところでございます。

次に(2)、情報連携についてでございます。マイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報といたしますけれども、番号法ではこの特定個人情報の外部への提供は原則として禁止をされております。異なる行政機関同士の特定個人情報のやりとりもできないということになるわけですが、番号法の規定に基きまして一定の場合には認められておまして、これを情報連携と呼んでおります。

この情報連携によりまして、添付書類の省略等が可能となりまして、申請者の方々の利便性向上にもつながることとなりますが、この情報連携が可能な場合としましては、こちらも大きく二つの場合がございます。一つは番号法の別表に定められた事務等について行う場合がございます。例えば、先ほどの生活保護の事務についても、情報連携が認められておまして、事務の処理に当たってマイナンバーを活用して、市町村等から所得や児童手当に関する情報などの提供を受けることは可能となっております。

もう一つのケースが、個人情報保護委員会規則に基づく届け出が認められた条例事務について実施する場合がございます。この届け出が認められる事務というのは、国の個人情報保護委員会の通知において例示がされておまして、先ほど御説明いたしましたとおり、本県ではこの例示がされている事務に限って、条例でマイナンバーの利用を可能とした上で、情報連携を行ってきているということでございます。

今回の条例案は、この個人情報保護委員会の通知におきまして、情報連携の対象となる事務の例示が追加をされましたことから、これまでの考え方に従いまして、当該事務について情報連携を行うため、マイナンバーを利用する事務として条例に追加しようとするものでございます。

次に、追加事務についての部分をごらんください。今回条例に追加しようとする事務、高知県私立中学校等就学支援実証事業費補助金の交付に関する事務、でございます、先ほども申しましたとおり、平成29年7月5日付けの個人情報保護委員会通知におきまして、情報連携の対象事務の例示に追加をされております。

概要としましては、私立の小中学校等に在学する児童生徒に対しまして、保護者等の市

町村民税の所得割額が10万2,300円未満、年収で申しますと約400万円未満ということになりますけれども、その場合、児童生徒1人当たり年10万円を上限に補助金を支給する事務となっております。この事務では、申請の際、世帯の確認のために住民票、市町村民税額確認のために課税証明書の添付を求めていますけれども、この情報連携を行うことで、住民票と課税証明書の添付の省略が可能となるものでございます。

最後に条例の施行日でございます。この事務自体は、今年度から行っているものでございますけれども、現在国において情報連携を実施していくためのシステム整備が進められております。このシステム整備が完了し、情報連携が可能となるのは、平成30年7月の予定でございますけれども、まだ決まっておりませんので、その日と合わせるため規則で定める日からとさせていただきます。第10号議案につきましては以上でございます。

続きまして、第17号議案の「高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案」について御説明いたします。連携協約の内容自体は、資料ナンバー③、議案条例その他の60ページから61ページにかけて掲載をしておりますが、本議案に関する説明は、青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、市町村振興課の2ページをごらんください。

れんけいこうち広域都市圏は、高知市を中心としまして県内全市町村を圏域とするものであり、各市町村が連携して2段階移住や観光振興などの経済活性化に向けた事業や、子育て支援、地域防災力の強化などの住民サービスの向上に向けた事業を実施することで、県勢浮揚につなげていく取り組みでございます。

現在、県内の各市町村議会におきまして、れんけいこうち広域都市圏の実施のための連携協約が議案として提出され、審議されているところでございまして、全市町村で議決がされましたら、来年4月から連携事業を開始していく予定となっております。

県としましても、9月議会におきまして連携中枢都市圏構想に係る取り組みとして御説明をさせていただきましたとおり、県勢浮揚につなげていくために重要な取り組みであると考えておりますので、構想段階から高知市と各市町村との間の連絡調整や、連携事業の磨き上げなどに積極的に関与してきておりました。来年度以降も引き続き、県事業とも足並みをそろえながら、この取り組みが最大限の効果を発揮できるよう、県が積極的に関与していくことが必要と考えております。

今回の議案は、県が高知市とともに、県内全市町村でれんけいこうち広域都市圏の取り組みを推進し、県勢浮揚につなげていくため、地方自治法の規定に基づき、高知市との間で役割分担などを規定した連携協約を締結するものでございます。

連携協約の内容につきましては、次の2番に記載をしております。まず①の基本方針としまして、県市が連携して連携事業を推進することで活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成し、もって県勢浮揚につなげると

いう目的を達成するために、相互の役割分担を明確にし連携を図るということを規定をしております。

②の両者の役割分担としましては、まず高知市の役割ですが、県及び各市町村と緊密に協議を行いながら圏域の中心となって、P D C Aサイクルに沿って連携事業を推進することとしております。一方県の役割としましては、P D C Aサイクルに沿って連携事業を推進されるよう、また、連携事業と県の施策との整合性が図られるよう高知市及び連携市町村に対して情報提供や助言等を行うとともに、連携事業の効果が最大限発揮されるよう財政的支援等を実施することとしております。

その他、③に記載しておりますけれども、県と高知市との間で定期的な協議を実施していくことやれんけいこうち広域都市圏の取り組み開始と同じ平成30年4月1日から、協約の効力が発生するといった内容を盛り込んでおります。

最後に3の今後のスケジュールについてでございます。先ほども御説明いたしましたとおり、現在各市町村議会において連携協約に係る審議が行われているところです。各市町村における議決がされましたら、来年3月には連携協約締結式を行うとともに、有識者会議の議論も経まして、高知市が具体的取り組み内容やその費用などを記載した、れんけいこうち広域都市圏ビジョンの策定を行い、来年度当初から各事業がスタートいたします。

以上で議案についての説明を終わりますけれども、このれんけいこうち広域都市圏の圏域につきまして、合わせて御説明をいたします。次の3ページをお願いいたします。

1の圏域についてでございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、本県においては、県内全域でこの取り組みを推進することが不可欠であると考えておりますことから、従来の予定どおり、高知市が県内全市町村と連携協約を締結することにより、圏域を形成し、連携事業を実施していくべきであると考えておまして、この点については変わりはありません。ただ、総務省、高知市、県の三者での協議によりまして、先月中旬に総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱上の圏域、つまり国の財政措置の対象となる範囲を、下の図の濃いところですが、21市町村に限定をすとしたところでございます。

総務省要綱における圏域の考え方としましては、各市町村の日常的な結びつきの強さを示す基準として、通勤通学割合0.1以上が用いられておりますので、この基準を踏まえまして、本県においては、通勤通学割合0.1以上の市町村及び当該市町村と隣接する市町村について、総務省の要綱に合致するものと整理したものでございます。

なお、総務省要綱上の対象外となった市町村は、高知市が行う連携事業に関連して事業を実施した場合には、特別交付税措置の対象とはなりませんけれども、県内市町村を対象として圏域の取り組みを円滑にする観点から、県が特別交付税措置と同様の支援を行うことについて、現在検討しているところでございます。先日公表しました、平成30年度予算見積概要では、現時点で13市町村から聞き取った額として、2,100万円程度を計上しており

ます。

最後の4ページと5ページにつきましては、高知市が実施する連携事業の内容についての資料でございますが、9月議会の総務委員会でも御説明申し上げたとおりでございますので、今回は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 マイナンバーのことですけれども、せんだって決算特別委員会の際に、マイナンバーカードの発行率をお聞きしたんです。改めて現時点で県内、あるいは全国的なカードの発行率をお示しいただければと思います。

◎神田市町村振興課長 最新の情報としては、県内のマイナンバーカードの発行率は6.29%でございますけれども、全国47都道府県の交付率で最下位になっております。やはり県内の市町村、マイナンバーカードを持つメリットが見出せないことが一つ理由にあるだろうと思います。マイナンバーカードを持つ1番のメリットとしましては、コンビニなどで住民票の交付を受けられるサービスを、カードを持っていれば活用できるようになるわけですけれども、本県市町村にコンビニが少ないということもございまして、なかなかそういったサービスも実施されていない状況にございます。住民の方も、そこに余りメリットを見出せていない状況にあるのかなと考えております。ただ、市町村が独自事業に活用していくことも可能になっておりますので、そういったサービスに活用していただくことも市町村に御検討いただきながら、活用方法をふやしていただいて、少しずつ利用、普及が進んでいけばと考えております。

◎吉良委員 マイナンバーカードについては、個人情報漏えいを含め、丸裸になるということで、国民の中にはそれほどこれについて合意が私にはできてないと思うんですよ。それで高知県民も持つことによる、示すことによるリスクのほうが大きいんじゃないかと、だから最下位にあると思うんです。そういう現状をよそにして、利用の範囲だけどんどん広げていくというこのあり方は余りよろしくないと思うんです。しかも先ほど言いましたように、ネットワークのシステムの整備がいまだに完了していないということで、現状では極めて不備がある制度ではないかと私は思います。この間、こういうふうにごんごんふやしているわけですけれども、例えば国税局だとか、それから年金支給にかかわっても、マイナンバーそのものの番号の提出が不必要だという合意もできていると思うんですけれども、現時点において、どうしてもこれを提示しなければさまざまな個人に対する支給だとか滞るものはあるんですか。

◎神田市町村振興課長 本県のこの条例の関係で申しましても、マイナンバーの活用に関しては基本的に、まず法律にマイナンバーを使うべしとなっているもの、条例で定めるものにつきましては先ほど御説明しましたとおり、情報連携を行うことで、住民の方にメリ

ットがあるものに限って実施しております。それ以外のものについては、マイナンバーは活用しないことにはなっていると思います。

◎吉良委員 基本的に私は、これは時期尚早でこの条例については見合わすべきだと考えております。特に学校関係、児童生徒がマイナンバーを示していくことについては、本人の情報に対する事務における漏えいの危険性なども、やはりこれは否定できない状況だと思っておりますので、ぜひ考え直していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

◎神田市町村振興課長 特にセキュリティー上のリスクがふえるものではないのかなと考えております。マイナンバー全体の情報連携のネットワーク自体は整備をされているものでございますし、そこにマイナンバーを使うかどうかだけの話でございます。マイナンバーを使うことにはなるわけですが、一方で住民票の添付だとか、その他の書類は扱わなくて済むようになりますので、一定その面ではリスクが減るところもあろうかと思っております。大きくリスクがふえたりとか、そういったことにはならないのかなと思っておりますので、そういったことを考慮したときに、申請者の方の利便性向上に資するところは大きく評価できるのかなと考えておまして、実施をしたほうが望ましいのではないかと考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 れんけいこうち広域都市圏の関係です。先ほど資料の3ページのところで、総務省の要綱上の圏域外の市町村に対しては県が特別交付税見合いについて支援するというので、約2,100万円というお話がありました。単純に13市町村で割ると1自治体平均160万円ぐらい。一方でその前段に書いてある部分でいくと、その特別交付税が7市町村当たり年1,500万円を上限にするということで、9月のときに交付税算定がどうなるかわからないこともあって、現時点ではお答えできないということがあったんですけども。一方でこの対象外のところで、2,100万円ぐらい計上するということは、もう既に、実際対象となる自治体について、幾らぐらい特別交付税見合いが交付されるかはわかっているということじゃないですか。

◎神田市町村振興課長 どういった事業を実際来年度から実施していくかによりますので、事業内容や具体的な事業費について、各市町村に予算要求額を聞いているところでございます。少し古い数字で申しますと、全市町村5年間で大体3億円です。平均すると1市町村当たり900万円、1年で割りますと200万円弱ぐらいという計算になると思っております。そういう意味では、特別交付税の上限額は1,500万円ですので、まだまだ余裕があるといえらる状況でございまして、今後さらに新たな事業も含めて事業内容は考えていく必要があるんだろうと思っております。

◎坂本（茂）委員 5年で3億円というのは、対象の21市町村ということか、県下全部ということですか。

◎神田市町村振興課長 全部です。

◎坂本（茂）委員 県下全部に特別交付税見合いで計算したら、3億円ぐらいになるだろうということで、1市町村1年で200万円ぐらい。それが圏域外の13市町村は、単純平均すると160万円ぐらいと。そこは対象になっているところ、なっていないところでの差は出てこないということですね。県がみる分というのは差はつけないのですね。

◎神田市町村振興課長 要件上の差はつけない方向で今検討しております。

◎坂本（茂）委員 いろいろと議論があって、本当に必要な業務をやろうとしているのか、あるいは何か特別交付税欲しさにみたいなどころもあるんじゃないかとかいう声が聞こえてきたりもするんです。各市町村、今議会で議論がされているということなんですけど、その辺は県としてはどんなふうに市町村の議論状況を踏まえていますか。

◎神田市町村振興課長 今回連携協約を県と高知市で結んで、この事業の実施に関して、県がいろいろ助言なりをしていくことを通じて、本当にその各事業が効果のあるものなのかは、県としても1番有効にお金が使われて、本当に必要な事業で成果が出るように、助言をしながらともに取り組んでいくことによって、確実に必要な事業が実施される形にしていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 県はそう考えているわけなんですけど、それを受けて今市町村が、それぞれの議会で議論される中で、ぜひそういう方向性をきちんと確立していこうという積極的な議論になっているのかどうか、状況把握はどうなんでしょうか。

◎神田市町村振興課長 各市町村議会で個別にどういった意見が出るかを細かく把握しているわけではないですが、来年度以降も県が市町村と一緒に事業の実施等々について取り組んでいくことについては、御説明を申し上げておりますし、市町村の皆様にも御理解をいただいているものと承知しております。

◎梶部長 課長が申し上げたように、市町村議会の議論状況は、今まさに議論中でございますので、逐一把握できていない状況であります。12月議会が終わりましたら、それぞれ御報告をいただいて共有することにしております。課長が申し上げましたように、私どものカウンターパートである各市町村の行政とは目的を同じくし、そしてその市町村が特別交付税であるか県の支援であるかにかかわらず、この連携事業に関連する取り組みをやって、相乗効果を増すものについては財政支援があると。これは特別交付税であろうと県の支援であろうと変わらないわけでございますので、先ほど委員御指摘のあった、もらえるんだから余計なこともやろうという状況は、私どもはないと考えております。

◎吉良委員 問題は、県の予算を支出するわけですから、県と高知市の協議は、十分その事業についてはなされると思うんですけれども、その事業内容についてどのように県議会としてかかわっていけるのかということなんです。それについては逐一、今こうやって出ていますけれども、この事業一つ一つについてきちんと議会にも説明をして、チェックも受けるということが必要だと思うんですけれどもそれについてはどうなんでしょうか。

◎**梶部長** 県が財政支援をさせていただくものは、県予算に計上させていただきますので当然議会でお諮りする必要がございます。その内訳として、13市町村分についてはお示しする必要がございます。それに加えて、それ以外の市町村の取り組み、また委員の御指摘は高知市の事業だと思えますけれども、高知市の事業でどのようなものがことし行われているのかについては、定期的になりますけれども御報告をしながら、PDCAサイクルを回すということがございます。その状況は、定期的に議会にも報告案件という形で御報告をさせていただくことになろうかと思えます。

◎**吉良委員** 本来あってしかるべき施策、こうすればいいなということを市町村、高知市と一緒に協賛していくことは非常に有益なことだと思うんですけども、一方で、十分にそれが県民にプラスになるのかは、やはり県議会の意向もきちっと聞いていただきながらやるのが財政支出の大きな要件だと思います。これについては、抜かずに報告をしていただきたいということを改めて要望しておきたいと思えます。

◎**梶部長** そのように対応させていただきたいと思えます。

◎**坂本（孝）委員長** 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

〈文書情報課〉

◎**坂本（孝）委員長** 続いて、総務部から5件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に、高知県公文書館（仮称）の概要（基本設計）について、文書情報課の説明を求めます。

◎**徳橋文書情報課長** 青いインデックスの総務部、報告事項の文書情報課の赤いインデックスをお願いいたします。

高知県公文書館（仮称）の概要（基本設計）について、御報告をさせていただきます。公文書館につきましては、現在の県立図書館がオーテピアに移転いたしました後に、その跡施設を活用し、平成32年度の開館に向けまして、公文書館の整備を行うこととしております。

現在の県立図書館は、耐震基準を満たしておらず、また各種設備も相当老朽化しておりますことから、施設を利活用していくに当たりましては、耐震工事や設備の改修工事が必要でございます。このため、本年度は耐震工事や改修工事を実施するための基本設計及び実施設計を進めておりまして、基本設計につきましては前月に完了いたしましたので、その概要につきまして御報告をさせていただきます。

まず、公文書館の概要につきまして、(1)の配置計画の内容につきましては、公文書館に必要となります各スペースの配置に当たりましては、公文書館の機能が十分に発揮できるように適切な規模を確保いたしますとともに、公文書の移管、整理、選別、劣化防止対

策、書架への収納といった一連の作業が効率的に行えますよう配置をいたしております。

表の形式で各スペースと専用面積を記載してございます。この専用面積には、1階正面玄関を入ったエントランスやトイレであるとか、施設全体の共用部分は含めておりません。

次に増減という欄がございまして、4月の業務概要委員会で御説明を差し上げました面積との差を記載しております。設計に当たりまして、書庫の拡張やレイアウトの見直しを行いましたことから若干の変更をいたしております。なお、公文書館の総専有面積約1,600平方メートルにつきましては変更してございません。

この中で特に公文書館にとって最も重要なスペースでございまして書庫につきましては、この公文書館が開館をいたしまして、約40年に渡って適切に保存できるスペースを確保しておるところでございまして。また、こうした公文書館のスペースを適切に確保いたしまして、まだスペースに余裕がございましてことから、まんが甲子園の作品展示コーナーや、高知城の観光ボランティアガイドの皆様の詰所など、県政課題の解決や県民サービスの向上につながる機能を配置してございまして。この配置につきましても、4月の業務概要委員会で御説明した内容から変更はございません。

次に、(2)の、改修工事計画の内容につきましても、(ア)の耐震化及び老朽化対策に関しましては、鉄筋コンクリート造耐力壁を1階に6カ所、2階に2カ所の計8カ所に新たに設けますとともに、電気設備、空調機械、給排水、消火設備を取りかえをいたします。

(イ)の公文書のセキュリティー対策と安全対策に関しましては、施設全体には機械警備を施し、特に書庫については通常の施錠に比べてセキュリティーの高い施錠を採用して、管理をすることといたします。

(ウ)のバリアフリー対策に関しましては、エレベーターの新設を初め、多目的トイレの整備、正面玄関の押し開きのドアを自動ドアに変更する、主要なスペースの出入り口を引き戸、スライド式にする。また、1階フロアには段差がございまして、これらの段差を解消するなど、県民の皆様に御利用しやすい施設となりますように、対応をまいりたいと考えております。

なお、今後でございまして、高知県肢体障害者協会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会など障害者団体の皆様から御意見をお聞きして、実施設計に反映してまいりたいと考えております。

(エ)のその他といたしまして、国旗等の掲揚ポールを新たに設置しますとともに、施設の周りの外灯を増設するようにいたしております。

次に2ページをご覧ください。1階部分の平面図でございまして。図面の右下が正面玄関になってございまして、エントランスの先の中央部に公文書館の展示スペースを配置しております。その他、高知こどもの図書館、高知城観光ガイド詰所。右上の部分には、まんが甲子園の作品などの展示スペースを配置する予定としております。

次に3ページをご覧ください。2階部分でございまして、公文書館の主要なスペースを配置しております。中央部に閲覧室、その上の部分が積層の書架でございまして、この部分は建物の2階部分と3階部分が一体化しております、そこのスペースに4層構造の書架を配置しております。

それから、図面の左側にも新たに書庫を配置いたします。現在、県立図書館のほうでは開架の書庫が並んでおりますが、セキュリティ対策として、施錠できる独立したスペースとして改修いたします。これらの書架につきましては、県立図書館の書架を再利用することといたしております。図面の下部分には、事務室、作業室、編集室などの各スペースを配置いたしております。

4ページをご覧ください。3階部分でございまして。高知県生涯学習支援センターを中心に、センターの事務室や講座室、塩見文庫を配置いたします。その他、公文書館の共用会議室やまんが甲子園の作品などの保管庫を配置してまいります。

再度1ページをご覧ください。2の概算工事費につきまして御説明いたします。まず、建築主体工事といたしまして、耐震改修、床や天井部分の内部改修や建具改修など、約3億5,000万円。電気設備工事として屋内及び屋外の電気設備の更新、エレベーターの新設など、約2億4,000万円。機械設備工事として屋内、屋外の給排水の設備改修、空調、消火設備、アスベストの処理に係る経費など、約3億円。工事費の合計で、約8億9,500万円。工事監理委託料と合わせますと、9億1,500万円と今現在積算をしております。なお、当初は約9億6,000万円と想定しておりましたが、耐震化に係る工事費が減となっているところでございます。

最後に3の工事のスケジュールでございまして。平成32年度の開館を目指しまして、県立図書館の図書等のオーテピアへの移転が完了した後に工事に着手し、平成30年度及び31年度の2カ年で工事を進めてまいりたいと考えております。工期につきましては、約10カ月程度を見込んでおるところでございまして。

御報告は以上でございまして。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 40年間にわたって可能な規模ということやけど、それ以降はどんなことになるのか。

◎徳橋文書情報課長 40年としましたのが、施設、建物自体の寿命が約80年程度ではないかということで、残り、開館後の建物の寿命に合わせて40年程度ということにしてございます。それ以降につきましては、そのときになってみないとなかなか判断はできないんですけども、スペースもまだございますので、さらに10年、20年という形で工夫もして、できるだけこの施設を有効活用してまいりたいと考えております。

◎三石委員 あくまでも公文書館が主ですから、1階にいろいろなところが入るのもやむ

を得んけど、セキュリティー対策について具体的にどういう状況になっていますか。

◎徳橋文書情報課長 まず施設全体で機械警備を施しまして、まず外から入るときに機械で解錠をします。それぞれのスペースごとに施錠をするようにいたしております。なおかつ書庫についてはさらにセキュリティー性の高い施錠を採用して、さらに二重にセキュリティー対策をとってまいりたいと考えております。

◎三石委員 1階の部分にこどもの図書館も入っています。たくさんの方が来られると思うのよね、子供なんかも来ると思うんだけど。観光ガイドの詰所なんかもありますよね、その警備は混乱はしないんでしょうか、きちっとうまくいくのか。

◎徳橋文書情報課長 それぞれ各施設にお貸しするというところでございますので、各施設の管理者には厳重に管理をしていただくと。個々の施設ごとに施錠できるようにいたしますので、その前に全体を解錠するというものがございますけれど、かつ、各スペースに入るには、施錠を解除するという形で二重にしております。入居する団体の皆様には、しっかりとそこは徹底をしてまいりたいと考えております。

◎三石委員 多くの方に利用してもらう、そしてこどもの図書館も結構やけれども、あくまでも公文書館が主ですよ。それと高知こども図書館が入るに当たって、契約というか約束事があるはずだと思うんやけれども、どういう約束事になっているのか。

◎徳橋文書情報課長 現時点で取り決めというものはございません。今後ここを使っただけに際して、基本的に許可行為を伴いますので、その中でしっかり公文書館の業務に支障のないような形で対応してほしいと、きちっと許可の条件として書き込んでまいりたいと思っています。

◎三石委員 いつからいつまで貸しますよと、その時点に来たら再度契約し直しますよということとかね。今言われたけれども、かちっとした約束事をやってないはずるるってしまうことも考えられるので、繰り返しになるけれども、あくまでもここは公文書館ですから。そういうことを踏まえて、かちっとした契約の内容にもしていただきたい、すべきだと思います。

◎梶部長 課長の申し上げましたとおり契約というよりは許可です。なので、こちらが使わせる立場で期限を決めて許可をすることとなります。長い時間がたって、なあなあになつたりということは決してないと思いますし、そんなことがないように運用していきたいと思っています。

◎三石委員 そこらあたり、かちっとお願いしたいと思います。

◎西森委員 平成32年度の開館になるんですけれども、開館した後の公文書館の管理運営は文書情報課が行っていくという考えでいいんでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 公の施設でございますので、設置及び管理に関する条例を制定いたします。全ての施設が公文書館でございますので、余裕のあるところを許可行為によって

お貸しをするということでございます。あくまでも公文書館が主体で管理をする、本課として文書情報課があるという形で管理してまいりたいと思っています。

◎西森委員 高知こどもの図書館とか生涯学習支援センターとかが入る形になったいきさつを。スペースに余裕があるからということをおっしゃっていますが、ほかの入れるだろうものもあった中で、この二つになったのはどういったいきさつがあったのかをお聞かせいただければと思います。

◎徳橋文書情報課長 まず高知こどもの図書館につきましては、現在、永国寺の県有のビルのところで許可を出してそこで運営をしています。なお、そのビルにつきましても耐震化ができていません。子供の命を守るということでは何とか対応しないといけないというのが喫緊の課題でございましたので、新たに公文書館のスペースに移っていただくということで判断をいたしました。

一方、生涯学習支援センターは現在、大原町の教育センター別館にございまして、そこも建てかえて転居しなければならないということで、来年、再来年は公共施設を借り上げたりとか暫定的な対応をされた上で、32年度に、主にはその事務室、それから文化系の講義室、講義を展開するというので。ただ、スポーツ系などはとでもできるような環境ではございませんので、そこは引き続き公的な施設を借りて、そこで講座を展開していくというふうにお聞きをしております。今いる場所が、非常に課題になっておるということでの判断をさせていただいたということでございます。

◎西森委員 これは、利用料はどんな形になっているんですか。

◎徳橋文書情報課長 今現在検討しておりますのが、こどもの図書館、生涯学習支援センターもそうでございますけど、職員がいるスペースについてはその分は光熱費も含めていただくと考えております。ただ、パブリックなスペースについては、県のほうで対応していくフレームで、今検討を進めておるところでございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、会計検査院の現地検査の結果について、財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 会計検査院の現地検査の結果につきまして御報告を申し上げます。報告事項の赤いインデックス、財政課の1ページをごらんください。

1の事案概要でございます。平成27年度に本県の「ものづくり産業強化事業費補助金」の財源として充当しておりました地方創生関連交付金につきまして、会計検査院の指摘により、一部国費の対象外とされましたことから、御報告をさせていただくものでございます。

2の経緯についてでございます。本県では国が平成26年度の補正予算で創設をいたしま

した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）」につきまして、18.4億円の交付決定を受けまして、平成27年度に地方創生関連の各種事業を実施してきたところでございます。

このうち5,765万円につきましては、「ものづくり産業強化事業費補助金」の財源の一部として充当いたしまして、企業の設備投資等に対する支援を行っていたところでございます。また下の括弧書きの二つ目のポツにございますけれども、この補助金では設備の購入による場合のみならず、リースによる整備も対象としまして、物件価格をもとに補助金額を算定をして、整備完了後に一括で補助金を交付しております。

3の会計検査院の指摘についてでございます。先ほどのものづくり補助金に充てました5,765万円のうち、平成27年度中に県内企業のリースによる設備投資に対しまして、補助金3,400万円を一括で交付をしていたということにつきまして、会計検査院からは、国の交付金を活用することができるのは平成27年度中に企業が支払ったリース料相当額の2,186万円のみであるということで、3,400万円との差額でございます1,214万円が、国交付金の対象外とされたところでございます。なお国に返還を要しますのは、他の事業に国の交付金を追加で充当できました7万円を控除した、1,207万円となっております。

県は企業の設備の整備完了確認をした上で補助金を交付してございまして、そのこと自体が不適切とされたものではございません。国交付金を充当する事業に関する事業実施期間の捉え方につきまして、会計検査院と本県との間で見解の相違があったということが原因であろうと考えているところでございます。

4の今後の対応についてでございます。国に返還が必要となります交付金につきましては、内閣府と事務手続など詳細を調整した上で、返還手続を進めてまいりたいと考えており、返還に要する費用は2月補正予算に計上させていただく予定でございます。また本県が企業に対して交付した補助金につきましては、企業による設備の整備が県補助金交付要綱に沿って適正に完了しているものでありますことから、返還を求めないということとしております。加えまして、今回の会計検査院の指摘を踏まえまして、今後はリース方式に係る県補助金の交付方法についても見直しを行いたいと考えております。

以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 今後の対応のところで、企業に対しては返還を求めないということですよ。ということは、この1,207万円は県が負担して返還すると。企業には県費で1,207万円出したということになるわけですよ。そのこと自体はどうなんですか。

◎永淵財政課長 委員御指摘のとおりでございまして、一般財源で充当するというところでございます。2の経緯の二つ目の丸の括弧書きの中の、一つ目のポツにございますけれども、平成27年度全体で、ものづくり産業強化事業費補助金を13社に交付しております。

そのうち5社分について国の交付金を充てたということでございます。残る8件につきましては、県の一般財源で対応しておりますので、そこについては問題なからうと考えております。

◎前田委員 そのとおりなんだと思いますけれども、これは1回国が認めて、お金を県にくれて、県が企業に5件分をお支払いした後に、国が会計検査院から指摘を受けて、済みません、お金をちょっと間違えてたんで返してくださいと言って、最終的に1,207万円分を県がということなんですけど、国は一切責任ないんですか。

◎永淵財政課長 先ほど見解の相違と申し上げたのも、実は若干そういう思いはございまして、内閣府の交付要綱には、事業実施期間中の平成27年度中に企業がリース会社に支払いを終えることということまで、明確に書かれているわけではございません。県といたしましては、実際に企業が施設を整備して、県から企業に対して交付をしたと。それが27年度中に完了したということをもって、事業実施が期間中に完了したという認識でございました。そこは国の交付要綱が明確に書かれていなかったということも、若干あるかなという思いはございますけれども、今回の会計検査院の指摘も受けて、今後は見直しも考えております。

◎前田委員 そのとおりでしょうけれども、やっぱり国によって認めていただいたということは、認めた側にも当然責任はなきやいけないにもかかわらず、県が全部そこを丸かぶりしなきやいけないというのも、若干違和感もありますし、同時に今後、会計検査院は指摘するのが仕事ですから、当然国もいろんなことを指摘されていくんでしょうけれども、県も国からこういう補助金があるよと、メニューを構えられて、県が一生懸命考えて企業との話の中で国に申請をしていくとなったときに、同様のケースが当然考えられる。すごくそれは慎重にならざるを得ないんじゃないかなと。そこが心配なところですよ。だから、そこは見解の相違とおっしゃいましたけれど、やっぱり目いっぱい詰めて、最悪どっちがいいのかわかりませんが、ハードルが上がったとしても、返還をしなくても大丈夫な形に持っていかざるを得ないのかなと思いますけど、どうなんでしょうか。

◎梶部長 御指摘のとおりだと思います。この補助金自体、非常に用途が広いんです。例えば、ものづくりのための補助金というわけではなくて、地方創生のための補助金ですから非常に広い。その中でリース期間を捉えられて、会計検査院から指摘を受けたわけでございます。なので、私どもも内閣府や会計検査院に対して、見解の相違だということを主張してきたわけでございますけれども、今返還を求められる立場になってしまいました。そういうことは幅広いからこそあり得るということですので、私どもは最大限この交付金は使わせていただきたいと思いますが、その充てる事業のお金の流れについては、より注意をして見ていきたいと思っております。

◎西森委員 これはリースだったからダメだったわけですよ。今後リースでもいいとい

う形にはできないんですか、もうこの事業自体がないのかな。

◎永渕財政課長 リースについても認められてはおりますが、いわゆる補助金額を初年度に、事業実施期間中に企業が実際に払ったかどうかというところで、今回については、1年目の支払い金額が交付金額に達していなかったと。実際、翌年度に企業からリース会社には払ってはいるんですけども、初年度に足りなかったということでございます。

◎西森委員 そうすると、リース自体は認められているけど、その払った金額が少なかったと、それは会社としては翌年になってもいいんだらうという考えであったということ、わかりました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性について、税務課の説明を求めます。なお、林業環境政策課の坂本課長も同席しております。

◎川崎税務課長 総務委員会資料の報告事項の赤いインデックス、税務課と表示してあります資料をお願いいたします。

森林環境税の成果と課題、今後のあり方につきまして御報告を申し上げますが、それに先立ちまして、昨日与党の平成30年度税制改正大綱が決定されまして、国の森林環境税の制度の概要が明らかになりましたので、まずはこの国の森林環境税について御説明いたします。

本日、A4、2枚の資料を追加配布をさせていただきました。これは総務省が作成しました平成30年度地方税制改正（案）関係の抜粋でございますが、これに基づいて御説明をいたします。

今回の制度改正は、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、国の森林環境税と森林環境譲与税を創設するものでございます。

資料の1枚目をご覧ください。下のグラフに示されておりますとおり、国の森林環境税の創設は、東日本大震災を教訓としました防災施策の対応に要する財源を確保するための、個人住民税の均等割に1,000円を上乗せする措置が終了する翌年度に当たります、平成36年度からとなります。このため、国民の税負担額を増加させずに、森林整備などに要する財源を確保するものとなっております。

一方、新たな森林管理制度が平成31年度から施行されるため、その財源を確保するため、森林環境譲与税は平成31年度から地方団体に配分されることとなります。

資料の2枚目をご覧ください。真ん中のグラフに記載しておりますとおり、平成31年度から平成35年度までは、国の森林環境税が課税されないため、国の譲与税特別会計で借り入れを行いまして地方に譲与税が配分されます。この借り入れは、将来の国の森林環境

税の税収の一部で償還されることとされております。このため森林環境税の税収の600億円の全額を地方に配分するのは平成45年度以降となり、それまでの間は段階的に地方への配分額が引き上げられます。また、都道府県と市町村の配分割合につきましては、グラフの下の表にあるとおり、当面は県に2割、市町村に8割ですが、最終的には県に1割、市町村に9割となる予定でございます。

資料の3枚目をごらんください。左側は、平成36年度から課税されます国の森林環境税の税収の流れでございます。個人住民税の均等割に上乗せをしまして、1人当たり1,000円を市町村が賦課徴収をしまして、国の特別会計に払い込みます。右側は、平成31年度から施行される森林関係譲与税の配分の流れでございます。譲与税は、私有林人工林面積、林業従業者数、人口により案分をされまして都道府県と市町村に配分されます。配分された譲与税は、都道府県では市町村支援に、市町村では間伐や人材育成などに充てられますが、用途の詳細につきましては、今後制定されます法令の規定内容を精査する必要があると考えております。

次に、本県の森林環境税につきまして御説明申し上げます。お手元に配付しております、総務委員会資料報告事項の赤いインデックス、税務課と表示してあります、A3判の第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性についてをお願いいたします。

資料には記載しておりませんが、森林環境税のこれまでの経緯につきまして御説明いたします。森林環境税は、個人と法人の県民税の均等割に一律500円を上乗せする方法によりまして、課税期間を5年間と定め、平成15年に導入されました。現在3期目に取り組んでいるところでございます。税収規模は年間1億7,000万円程度と見込んでおりますが、収納した税金の用途を明確とするため、森林環境税相当額を森林環境保全基金に積み立てを行いまして、事業化に当たっては有識者で構成されます基金運営委員会での議論を踏まえまして、具体的な事業を進めております。5年間における基金へ繰り入れることとなります。税収は、8億5,000万円程度を見込んでおります。

現在は第三期目の5年目に当たり、この平成29年度で課税期間が満了しますことから、森林環境税に対する県民の皆様の御関心や御意見を把握するために、昨年度、県下6カ所で地域座談会の開催や県民世論調査など、県民の皆様から御意見をいただきました。そして本年4月には林業振興・環境部が事務局となり、庁内関係各課で構成する森林環境税検討プロジェクトチームを設置しまして、アンケート結果や地域座談会等での御意見を踏まえながら、今後の森林環境税のあり方の検討を行ってまいりました。

それでは、第三期における森林環境税の方向性について御説明いたします。お手元のA3判の資料の左上に、第三期森林環境税の方向性を記載しておりますが、森林環境税による事業は、森林環境保全を進めるハード事業と、県民の皆さんの森林への理解とかかわりを深め広げるソフト事業の二本立てとなっております。

第三期に実施しております事業の概要につきましては、この資料の上半分に第三期事業の成果として記載をしてあります。ハード事業としましては、水源かん養機能などの公益的機能が低い人工林やCO₂吸収効果が高い人工林の保育間伐を支援してありまして、右端の成果の欄にございますように、今年度末までの5年間で約7,393ヘクタールの保育間伐を実施する見込みでございます。

また、シカによる森林被害対策につきましては、市町村から要望のありました全ての集落にくくりわなを配布いたしまして、平成28年度末までにニホンジカを中心に9,360頭を捕獲しまして、シカによる森林被害を軽減させることができました。

次の希少野生植物を保護する事業では、シカの食害から希少野生植物を保護するため、19カ所に述べ2,365メートルの保護柵を設置して保護に努めました結果、一部に回復傾向が見られるようになっております。

次に、ソフト事業では森林環境教育としまして、将来を担う子供たちに森林の持つ公益的機能に対する理解と関心を深めるため、森林環境学習に取り組んでありまして、山の学習支援事業では、小中学校の児童生徒に森林の大切さや木の役割などを学んでいただき、5年間で延べ290校、約2万5,000名の参加を得たところでございます。

また森林環境税が導入された年に、11月11日を「こうち山の日」として制定してありまして、森林環境税創設時からその趣旨である、県民みんなで森を守るために県民の皆さんが主体となって行う植樹や、間伐体験などの森林整備活動を支援してありまして、この5年間で延べ7万人近くの方々に御参加をいただける見込みとなっております。

また、森林ボランティア団体による間伐などの森林整備を95回実施しまして、約1,500名の方に参加いただいておりますが、近年参加者数の減少傾向にございまして、今後の課題となっております。

次に、木材利用の推進では、保育園、幼稚園などの学校関連施設や、金融機関などの公共施設などに、県産材を利用する木質化の取り組みや、学校への木製の椅子、机などを導入するに当たっての支援など、延べ234カ所に支援を行います。このように、第三期の5年間に実施しましたハードとソフト事業につきましては、一定の成果をおさめているものと考えております。

次に、左下の森林環境税の今後の方向性をごらんいただきたいと思います。先ほど報告しましたとおり、森林環境税の継続に対する県民の皆さんの意見、要望をお聞きしましたところ、県民世論調査や企業アンケートなどでは、森林環境税の継続について、7割を超える方々の賛同をいただいております。

その下の、森林環境を取り巻く状況の変化では、シカの捕獲数はふえたものの、生息区域が拡大していることや森林整備の担い手が不足をしており、その確保が必要になっていくこと。また、全国的に記録的豪雨による山の災害が頻発していることなどがございます。

森林環境税を財源とした事業を実施しまして、この5年間で一定の成果を上げておりますが、引き続き事業を継続することが必要であると考えております。またより多くの県民の皆様へ、森林の持つ公益的機能の重要性に対する理解を深めていただき、木のよさを知っていただく取り組みを強化する必要があると考えております。このようなことから、引き続き森林環境税を継続させていただきたいと考えておるところでございます。

次に、右端にあります第四期の使途の方向性（素案）をごらんください。森林環境税が継続となった場合に取り組むべき事業の方向性を検討したものでございます。森林環境保全を進める事業としましては、森林整備とシカの被害対策を継続することとしております。なお、国の森林環境税のところ、市町村に配分される譲与税の使途としまして、間伐があることを御説明いたしました。詳細につきましては、現時点では明らかではございませんが、国の森林環境譲与税は、森林所有者に管理する意思がなく放置された森林を、市町村が間伐する場合の財源に充てられるのではないかと考えております。

一方、県の森林環境税は、森林を整備する意思のある所有者が、間伐を行う際に支援する財源に充てられるものでございまして、両者のすみ分けはできるものではないかと考えておりますが、制度の詳細が明らかになりましたら、2月議会で説明させていただきたいと考えております。

県民の皆さんへの森林への理解とかかわりを深め広げる事業では、森林環境教育の新たな事業としまして、木のよさと木材利用の意義を学ぶ木育の取り組みとしまして、乳児のいらっしゃる保護者に対して、市町村が県産材による木製のおもちゃなどを配布する際の、購入費を支援することを考えております。これは、乳児の保護者に対しまして、出生・育児という、保護者の自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えまして、森林の持つ公益的機能の重要性や、木材利用が森林環境の保全につながることを理解していただくきっかけにしようとするものでございます。

県民の主体的な活動では、林業大学校の短期課程の研修に、鳥獣被害対策コースを対象としたいと考えております。そして新規事業としまして、林業・森林環境学習フェアを幅広い県民の皆様へ、森林環境保全の重要性を理解し、木材利用や森林への関心を高めていただくとする、啓発イベントとして開催しようと考えております。

また、制度の導入から15年が経過したことによりまして、森林環境税の県民への認知度が低下しているのではないかと御指摘もございまして、より効果的な広報活動に取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

今後、国の森林環境税や森林環境譲与税の仕組みを精査をした上で、来年の2月県議会議定例会に県の森林環境税を継続するための条例改正案を提案するべく準備を進めてまいります。

以上で、税務課の報告事項の説明を終わらせていただきます。なお、県の森林環境税の

これまでの成果や、平成30年度以降の使途についての御質疑は、同席をしております林業環境政策課からお答えさせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後1時とします。

（昼食のため休憩 12時5分～12時58分）

〈市町村振興課〉

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、大川村議会維持対策検討会議の中間取りまとめについて、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 大川村議会維持策検討会の中間取りまとめについて御報告をいたします。お手元の総務委員会資料、報告事項の中の赤いインデックス、市町村振興課の1ページをごらんください。

大川村議会維持対策につきましては、村議会の維持が大前提である大川村の活性化を中山間地域活性化のモデルケースとするという思いに基づきまして、本年6月、大川村と県が共同で大川村議会維持対策検討会議を設置し、村民の皆様へのアンケート調査を行うなど、村民の皆様からの御意見を伺いながら、これまで5回にわたり会議を開催し、検討を重ねてまいりました。

議論はまだ続いているところでございますが、総務省の町村議会のあり方に関する研究会の取りまとめのタイミングもにらみまして、今月1日に村議の仕事に興味を持ち、立候補を希望する人をふやす取り組みや立候補しやすい環境をつくる取り組みについて、中間取りまとめを行ったものでございます。

その内容につきまして、まず基本的な考え方でございます。大川村の現状としましては、ことし4月に村民総会について勉強を開始したことが全国で大きく報じられましたが、このことは、国の町村議会のあり方に関する研究会の設置につながった面もある一方、村議会はおろか、住民生活の維持すら困難になっているのではないかといった、誤った趣旨の報道も見られたところです。しかし実際は、これまで大川村プロジェクトを推進してきたことなどにより若者世代が流入し、人口増減率の改善度が県内1位となるなど成果を上げてきているほか、集落活動センターを中心に生活支援の取り組みも広まってきているところであり、断じてそのような状況にはございません。さらに検討会議で実施した村民アンケートでも、村政に関心を持っている村民が多いことや、村議への立候補の意欲ある村民

が一定数いることを確認することができました。こうしたことから、大川村と高知県は、若者が定着できる大川村をつくり、村議会を維持することに全力で取り組むということを、第1としてまいりたいと考えております。

これらの現状を踏まえまして、議員の担い手を確保していくためには、まず議会維持の根治対策として、大川村プロジェクトの加速化により若者の定着を進め、人口減少を克服していくこと。あわせて広報・広聴により村議の仕事に興味を持ち立候補を希望する人をふやすとともに、立候補に当たってのさまざまな課題を解消し、立候補しやすい環境をつくる必要があると考えております。

このうち大川村プロジェクトの加速化については、今後もまだまだ議論を深めていく必要があると考えておりますが、村議の仕事に興味を持ち立候補を希望する人をふやしていく取り組み、立候補しやすい環境をつくっていく取り組みについては、国の町村議会のあり方に関する研究会の取りまとめにも間に合わせる必要がございますので、今回取り急ぎ中間取りまとめを行ったものでございます。

個別の取り組みの内容でございますけれども、大きく6点ございます。おめくりいただきまして2ページ目でございます。まず、村政への関心を高める取り組みとしまして、①の広報誌等による情報発信の充実でございます。村民アンケートでは広報誌等でのPRの充実や地域担当職員の導入等、村の広報・広聴の充実を求める意見が多く見られました。このことから、広報誌の議会に関する記事の充実やふるさと放送の再放送、村内を4ブロック程度に分けての地域担当職員の導入など、それぞれの広報・広聴手段の特性に応じた多様な方法による情報発信を、実施が可能なものから順次実施をしていくこととしております。

次に、②の住民との政策議論の場の設置でございます。村民アンケートでは、村の政策や議員活動について知る機会の増加を求める意見が多く見られましたほか、村の若者との意見交換の場におきましても、村政や議員活動についての勉強会を開催してほしいといった声があったところでございます。こうした勉強会には、村政や議員活動に関する村民の方々の関心の向上のみならず、議会における議論の補完や、議員の政策形成能力の向上などのメリットがあると考えられますので、来年度からの実施に向けて細部を検討していくこととしております。

次に、③の兼職兼業規制でございます。大川村の実情を考えますと、兼業でも議員の仕事を行えるようにしていくことも重要となってまいります。その一方で、地方自治法において村議会議員は、常勤の公務員等との兼職や村との請負を主とする団体の役員等との兼業が禁止をされているところでございます。

そのうち兼職規制については、大川村で規制の対象となると想定されるのは、主に一般の村職員でございますけれども、村職員については、地方自治法の規定の趣旨にかんがみ

ても、規制の緩和を求めることは適当ではないと考えられるところでございます。

一方で兼業規制については、法人が行う請負といってもさまざまなものがありますので、まず規制の対象となる請負の範囲の明確化をしていくとともに、例えば営利を目的としない事業の請負を主とする団体の役員等との兼業など、議会運営の公正性や事務執行の適正性の確保の面からも、比較的リスクが小さいものについては規制を緩和していくこともあり得るのではないかと考えております。ただし規制を緩和する場合であっても、議会運営の公正性と事務執行の適正性を担保するため、監査委員による監査の強化を図るなど、一定のチェック機能の強化をあわせて検討すべきであるものと考えます。

このことから、兼業規制の対象範囲を明確化すること及び一定の代替的チェックの仕組みを設けることを前提とした兼業規制の緩和について、国に対して提言をしてみたいと考えております。

3 ページをお願いします。④の事業所への支援でございます。兼業しやすくするためには、兼業先の事業所におけるサポートも重要となってまいります。実際、村民アンケートでも議員として活動するために必要なこととして、勤務先の事業所のサポートを挙げる意見が多く見られました。実人員を派遣するというのは、兼業先の職種もさまざまに困難であると考えられますので、対応としましては、財政的な支援策として、議員活動による休業に伴う補償的な補助制度を設けるべきではないかという方向で、検討を進めていくこととしております。県外の団体においても類似した制度の検討事例がありますので、今後これも参考にしながら詳細の検討をしてみたいと思います。

次に、⑤の休日夜間議会や開催日数の減等の議会運営の工夫でございます。こちらは村民アンケートなどにおきまして、土日や夜間の議会開催や、議会開催日数の減といった工夫が必要ではないかという意見が見られたことによるもので、他県の団体でも実施事例がございます。議会運営については、議会が会議規則等で決定する事項でありますので、検討会議におきましては、参考事例を取りまとめた上で議会における検討にゆだねることとしております。

最後に、⑥の議員報酬についてでございます。現在の村議の報酬は、月15万5,000円と低水準となっておりますので、専業で議員になることを想定すると、議員報酬だけで生計を立てていくのは容易でないという状況でございます。村民アンケートでは、議員報酬額の引き上げが必要とする意見がありました一方で、安易な報酬の引き上げに否定的な意見も見られました。

それに対しまして村議会の役割を考えてみますと、村政に対する村民の関心が高く、また、村が取り組むべき課題が近年複雑化、多様化します中で、村議会の役割もますます増大しており、特に議会における政策立案能力、調査能力の強化が求められているというところでございます。

こうしたことを踏まえ、専業の村議の方にこれまで以上の長時間にわたり業務を行っていただくことを求め、議会の政策立案能力や調査能力を強化していくとともに、その結果として当該議員に業務時間に応じた十分な報酬を支給していくという仕組みがあり得るのではないかと考えておりました。こうした仕組みを可能とすることについて、国に提言をしてみたいと考えております。

中間取りまとめの内容は以上でございます。今後、大川村がこの内容を着実に実行に移していけるよう、県としても引き続き支援をしてみたいと考えております。また、制度的な対応が必要となるものについては、今後村とともに国に政策提言を行ってまいります。

大川村プロジェクトの加速化については、産業振興、観光振興、生活支援などの取り組みが一体的に効果を発揮し、大川村が若者の定着できる地域となるよう、もう1段議論を深め、来年度予算編成に反映をさせていただきます。

以上で、市町村振興課の報告を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 議論の経過の中で、例えば女性の参画という視点での議論はありましたでしょうか。そのことがこの取りまとめ中に反映されている部分はあるのでしょうか。

◎神田市町村振興課長 女性の活躍を求める声も、確かに村民のアンケートからはあったところがございます。そういった意味も含め、特に若者との意見交換の場ですけれども、そうしたところで意見を伺い、いろいろな意見を聞いたということではございます。具体的に、特に女性に対してどうという取りまとめの対応方針が、今この中に含まれているというわけでは、結果としてはございません。

◎坂本（茂）委員 結局若者という中に、本来だったら子育て支援の意見反映だとか、教育の問題だとかも含めて、やっぱり女性の意見反映は、これからの村議会の中で議論を活性化させていく上で必要になってくるという意味では、もっと女性参画の視点での議論があったり、あるいは意見反映されたりとかいうことも、多少誘導というわけじゃないけれども、議論の一つの視点として取り入れていく必要はあるんじゃないでしょうか。加えて、例えば若い子育て世代のお母さんたちが参画していくとなったときに、熊本市議会であったようなことを、あらかじめそういった方も参加できる。子育て中の女性の議員が進出してくることも踏まえた上での議会改革の議論は、あわせてやっていくというのは、ある意味この大川村にとっては一つの先駆的な議論になってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎神田市町村振興課長 議会の会議の開催の関係については、この中にも設けさせていただいたとおり、例えば休日夜間の開催であるとか、開催日数を圧縮をしていくとか、そういったことは場合によっては考えられるのではないかと、あくまで選択肢とし

て、最終的には議会における議論にゆだねる形にしておりますけれども、そういった取り組みがあり得ると思います。加えて、もろもろの政策も含めて、村民の方の意見をしっかりと取り入れていくという意味では、政策議論の場というのを②に記載しておりますけれども、そういったところでいろいろ意見を拾い上げていくという方向性になるのではなからうかと考えております。

◎坂本（茂）委員 課長はいろいろ意見を言うけれど、全然女性という言葉が出てきませんね。その視点がどうかということを知りたい。

◎神田市町村振興課長 女性もそうですし、当然、若者との意見交換の場でも、子育てとの両立とかも含めて、もっとできることがあるんじゃないかという意見はありました。ただ具体的にこれをやるといったことを今盛り込んでいくわけではない状況でございますので、今後村の施策としてどうしていくかを、意見を聞きながら考えていくということに、今はとどまっているのかなと考えております。

◎梶部長 アンケートの中に、女性の方で議員になってくださるような方はいらっしゃらないのでしょうかという、自由意見はあったんですけど、若者にもっと活躍してほしいという意見のほうが圧倒的に多くて。私どもの議論のアプローチとしては、先ほど課長が申し上げたように、若者との意見交換という形で、青年団の皆さんと意見交換をさせていただいて、その中でも女性という視点で、こういう制度が必要じゃないか、ああいう制度が必要じゃないかという議論、論点が提示されなかったというのが事実です。ですので、議論の経過の中で、今委員御指摘いただいたような女性の視点というものを、ピックアップして議論するという経過がなかったので、今回の取りまとめには、女性ということに着目した内容は反映されていない状況であります。

◎坂本（茂）委員 意見交換をした場合に、女性の参加者は何人いましたか。

◎神田市町村振興課長 はっきり覚えているわけではないですが、若者に20人弱ぐらい来ていただいて、村の会議の委員になっているメンバーと意見交換をしたという格好でやっているんですけども、私の記憶だと、女性の方、6、7人はいたと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、建物共済事業に係る時効経過事案について、管財課の説明を求めます。

◎尾崎管財課長 お手元の総務委員会資料、報告事項の管財課の赤いインデックスがついておりますページをごらんください。

県が所有する建物等で、災害共済金の請求ができていなかった事案がございましたので、御報告させていただきます。県が所有する庁舎、学校、警察署等の建物等については、公益財団法人都道府県会館の建物共済に加入しており、火災、風水害等の被害があったとき

は、災害共済金が支給されることになっております。そして、この共済への加入と共済金請求手続は全庁一括して管財課が行っております。

今回、平成26年7月及び8月に罹災した畜産試験場の建物等3件につきまして、請求することなく、罹災日の翌日から起算して3年の時効期間を経過しましたため、本来支給を受けることができた災害共済金45万8,300円について、受領できなくなったものでございます。

最初に、資料に記載しておりませんが、災害共済金の請求手続について御説明いたします。罹災があった後、まず財産の所管課から報告をいただくことになっており、それに基づき、管財課から都道府県会館に罹災状況の速報を提出いたします。その後、財産所管課または現場の出先機関で復旧のための修繕等を行いまして、これに要した経費が確定した時点で、財産所管課から必要書類の提出をいただき、管財課において災害共済金の請求書類を作成しまして、都道府県会館に対して請求の手続を行うという手順になっております。

今回の件でございますが、平成26年7月から9月にかけて、台風11号等による風水害や落雷により多くの県有建物等が罹災いたしました。当時の当課担当者は、最初の手続としまして、罹災の直後に都道府県会館に対し罹災した旨を速報しましたが、請求に必要な書類がそろっていないこともございまして、災害共済金の請求手続を先送りし、結局、本年4月の人事異動の際に、現在の担当者である後任者に事務を引き継いでおります。

この後任者は建物共済の仕事について、建築等の所管課からの依頼を受けて、それから災害共済金の請求手続を始めればよいと誤って思い込んでおりまして、特に何もしておりませんでした。その間、本年7月14日には、都道府県会館から時効到来を前にして、請求するかどうかについて確認を促す連絡があり、その後、8月7日になって確認を求められたもの全部について、災害共済金の請求を行わないようにしたいと上司に申し出てきたものでございます。

この間、災害共済金の請求手続が残っていて、それが先送りされていたことは当課の中では共有されておりました。この申し出があつて事態がわかった後、直ちに課としての体制を組んで請求手続を急ぎまして、時効が経過していなかった23件、371万162円分については時効までに請求することができましたが、その時点で既に3年の時効期間を経過していた2件、35万4,150円分については請求ができませんでした。

また、こういった作業が一段落した後、ほかにも請求漏れがないか確認していたところ、8月23日になって新たに1件、10万4,150円分の時効経過事案を発見いたしました。その後、弁護士に対応を相談したり、また都道府県会館に対し、時効期間経過後のものも受理していただけないかお願いしてまいりましたが、結局10月になって請求を断念したものでございます。なお、県の損害となりました45万8,300円については、関係者が全額を負担いたしました。

このようなことになった原因といたしましては、幾つかございますが、災害共済金を請求すべき事案があることが課内で共有されていなかったこと。また、この後任者が災害共済金請求事務の進め方について十分理解しておらず、期限の厳守についての理解が欠如していたこと。さらには未請求物件を確認・管理する体制が組織としてとれていなかったこと。このような事情が重なって、請求手続が漏れてしまったものと考えております。

再発防止策としましては、ここに三つ書いておりますが、一つには、組織としての業務遂行の徹底でございます。今回担当者間の引き継ぎはあったにしても、組織としての引き継ぎができておりませんでしたし、組織としての日常的な活動、すなわち上司による業務の把握や指示も十分にできておりませんでした。

その反省に立って、今後は全庁的な引き継ぎのルールを徹底し、担当者間の引き継ぎは原則として文書により行うこととしまして、担当チーフも担当者間の引き継ぎの際に同席するなどして、情報共有を確実に図って行ってまいります。また、これは当然のことですが、日常的にチームでの情報共有や上司が担当者の業務を十分に把握して、適宜的確な注意や指示を行うことによりまして、組織としての目配りのきいた業務遂行が行われるよう、いま一度徹底をしてまいります。

二つ目は、災害共済金請求手続のための管理ルールの創設でございます。罹災直後に都道府県会館に速報はしましたが、その後、財産所管課に特段の指示もしておらず、財産所管課としても管財課に速報はしたものの、次に何をすべきか明らかでない状況でございました。この反省に立ちまして、罹災速報を出すと同時に、今後どんな作業をいつまでにしなければならないかを庁内の関係者が認識を共有し、注意し合える関係となるよう財産所管課に対し、請求書類の提出とその期限に関する文書通知を行うようにいたします。さらには、大規模な災害となりますと、復旧までに年度をまたぐこともございますので、年1回、4月には状況を確認し、財産所管課に督促していくことをルール化するようにいたします。

三つ目は、整理簿の作成でございます。建物共済については、災害が日常的にあるものではございませんので、整理簿を作成しておりませんでした。そのことが請求漏れにつながってしまいましたので、今後は処理状況等を記録する整理簿を作成して、今どのような状態なのか、課全体で管理を徹底するようにいたします。

当課の不手際により、災害共済金を受け取ることができなかったことについて、大変反省をしております。今後は、以上三つの対策により再発防止に万全を期してまいります。

なお、資料の最後には参考として建物共済事業の概要と、その中での管財課の業務について記載しておりごらんをいただければと存じます。

当課からは以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 7月14日に都道府県会館から請求の有無について確認を促すということなんです。例えば、毎年この時期に必ず有無の確認が来ているのか、それとも何らかの理由があって、都道府県会館からこちらに連絡があったのか。それはどういうことなんですか。

◎尾崎管財課長 一定、定期的に出ているものです。それ以前にも4月に来ていたりとか、1月に来ていたりとかいうものがございます。

◎前田委員 ということは、以前にはこういうことはなかったということですね。定期的に有無の確認が来て、その都度、当然確認の作業をされて、今回のような事案は今まではなかったと。

◎尾崎管財課長 今回の事案がございまして、過去に請求漏れがないかどうか確認いたしました。平成18年以降の資料が残っておりまして、それについて全て確認しましたけれども、請求漏れはございませんでした。ですから、その都度、一定確認はされていたものと考えております。

◎前田委員 いずれにしろ時効期間3年ということなので、事案が発生してからそれなりの期間はあると思いますので、ぜひ、こういうことがないように次から気をつけてください。

◎吉良委員 平成26年7月からの、直接的な担当課長は現時点でも同じですか。

◎尾崎管財課長 私は4月に参りまして前任の課長になります。3年間在籍をしております。

◎吉良委員 これはやっぱり上司の責任、管理不行き届きじゃないですか。私はそう思うんですけども。2年間もほったらかしにしてよね。

◎梶部長 時効が3年となっておりますことから、実際の責任という観点で申し上げれば、その時効を徒過した現体制なんだろうと考えております。といいますのは、先ほど課長も申し上げましたけれども、大規模な災害の場合、災害復旧に年度をまたいで確定することはよくあることとございます。その手続上、災害の費用が確定してから都道府県会館に通知をさせていただいて、共済金を請求するということになっておりますので、発生時の体制は責任を問うものではないだろうと考えております。現体制での担当者、また上司も含めてですけども、文書注意あるいは口頭注意を先日させていただいたところであります。

◎吉良委員 この3件の事案を実質修復して原状復旧させた、修繕し終わったのはいつなんですか。

◎尾崎管財課長 1件が26年9月、もう1件が26年10月、もう1件が26年8月。

◎吉良委員 ということは、先ほどおっしゃったように年度をまたいでではなくて、その年の10月には多分業者からも請求が来ているし、財政的なことは済んでるわけですね。とい

うことは、現体制の上司の責任ではなくて、それはすぐ請求すべき事案だと私思うんですけども、そうではないんですか。

◎梶部長 今回の事案については、すぐに請求をすることも当然可能ではありますが、すぐに請求をしなければならないものではありません。3年度以内に請求をすれば、県の支出したお金は賄える。共済としての目的、共済に加入している私どもの政策目的は達成されますので、時効を徒過したことが問題だろうと。当該年度に処理をしなかったことを問うことはできないと考えております。

◎吉良委員 しかし一般常識として、請求するのを2年間もほったらかしにして、しかも次の担当者に丸投げするなんていうことは、普通の事務処理としては私はおかしいと思うんですけども、それはどうなんですか。一般的な事務としてそんなことが許されるんですか。

◎梶部長 先ほど課長も申しあげましたけれども、今回担当者間の引き継ぎがされたときに、その情報が組織として共有されておらず、かつ現在の担当者がこれは受け身でさばけばいいのだと、財産所管課から請求があつて、依頼があつてから動けばいいのだと誤認した。この二つの点が原因となって、この事態が発生したと考えております。委員御指摘のように、罹災後すぐに対応することは当然対応として考えられますし、それがやり方として正しいのかもしれませんが、繰り返しになりますが、今回の問題は、その時効を経過してしまったことをごさいます。ただ、しっかり引き継ぎが行われなかったことは事実をごさいますので、当時の関係者、当時の担当者に対しましても注意をさせていただいたところをごさいます。

◎吉良委員 それは処分を行ったということですか。

◎梶部長 処分についての公表基準とは異なりますが、今回はこのような御報告をさせていただいておりますので、あえて申し上げますけれども、懲戒処分ではなくて、その一つ格下の措置と私ども呼んでおるんですけども、文書で注意することをさせていただきました。

◎吉良委員 関係者が全額負担したということなんですけれども、業務上の瑕疵があつて、それを当該職員が負担することが妥当なことか。法的にはどうなんですか。

◎梶部長 法的に申し上げますと、職員の賠償責任を問いますのは、故意または重過失の場合であります。重過失というのは、ほとんど故意に近い過失でございまして、今回の案件は重過失に当たるということではできないだろうと。弁護士にも相談をいたしました。したがって、地方自治法上、法律上の賠償責任を職員に求めるということではできないと考えております。一方で、この件については、その当時担当していた前任者からも引き継ぎが十分でなかったということでの自発的な申し出がありましたのと、もう一つは、2年前大阪府で全く同じ事案がございました。この大阪府の事案は公表されておりました、私

どもも検索をしていて見つけたんですけれども、40万円程度ございますが、関係者において負担をしたということが公表されております。このようなことから、これは法律上の賠償責任を問われる案件、問うべき案件ではないけれども、職員が自発的に納付をさせていただくべき案件ではないかということで、判断をさせていただき、そのような対応をさせていただいたところであります。

◎吉良委員 法的に責任が問われないものに対して、自主的であっても、良心的なことであっても結果的には負担をさせると。私はそれは妥当ではないと思いますよ。今後職員の方が、悪質じゃなくて、やっぱりいろんな失敗することもありますわね。そのときに前例として、今回こうやって払ったから君らも全部払うんだよということはね、これはゆゆしき事態だと思います。額がこれぐらいだから、それは負担能力があるからということもあるかと思いますがね。今後そういうことを考えたら厳正に、法にのっとった対処の仕方が私はふさわしいと思うんですけれども、それについてどうですか。

◎梶部長 アプローチは二つあります。一つは、おっしゃったように法律上の問題であります。先ほど申し上げましたように、地方自治法上、故意または重過失がある場合は、賠償責任を問えるわけでございますので、そのような法律にのっとった対応をする、これは当然であります。今回の事案の場合は、先ほども申し上げましたように、全く同じ案件で自主的に納付をしている団体があり、しかもそれは公表されている。そのような対応を、私どもも一定踏まえなければならないのではないかと。また、誰かということをしる上げるのはやめておきますけれども、自発的な納付についての申し出もあったということでございます。そのような経緯から、これは関係している職員で負担をする、納付をすることが適当ではないかと判断をさせていただいて、現在に至っております。したがって、これが前例になるかということと言いますれば、他団体において、全く同じような事例で負担をしている案件としては、この件は特殊だと思っておりますので、この件によって職員の皆さんが、自分のしておられる仕事に萎縮をすとかいうような効果には、必ずしもならないだろうと考えております。

◎吉良委員 それは大阪の前例があるからという発言があったように、本県での例は、私は悪しき前例になると、そういう取り扱いになる可能性が非常に大きいと思うんです。そういう意味では、やはりこのお金はお返しして、さっきのような処分ではないけれども、文書での注意を含めて、上司の管理不行き届きということで対応することが妥当ではないかということをしる上げたいと思います。

◎坂本（茂）委員 組織としての業務遂行の徹底の関係で、担当者間の引き継ぎは原則として文書により行う、なおかつ担当チーフも同席することになっているというのが、最近の状況らしいですけれども、文書による引き継ぎというのは、その文書そのものが一定様式化されていますか。各自の判断で作成されているのか、様式化されているのか、そこは

どうなんですか。

◎尾崎管財課長 任意の様式でやっております。行政管理課が平成29年3月に出した通知でも、業務の引き継ぎについては任意の様式により原則として文書により行うこととございます。

◎坂本（茂）委員 例えば、年度をまたいで支払わなければならない、4月末までに支払うということも当然あるわけですので、何らかの形で統一的な様式にして、そこらあたり遺漏のないように事務引き継ぎがされると。ただ、それが余りにも煩雑過ぎると今度は逆にそれを作成するがために、職員の負担がかかることにもなるかと思うので、そこらあたりは行政管理課で十分に検討されたり、あるいはそれぞれの課からの意見なども聞くようにして、一定こういったことはきちんと書き込んだ上で、引き継ぎをしてもらおうというものがあればいいのかなと、報告を受けながら感じたんですけども、どうでしょうか。

◎梶部長 文書で引き継ぎを行うことは、ずっと前からやっているものですから、仕事よっての引き継ぎ書の作成というのも、いろんなやり方でずっとつくられているんだと思います。したがって、おっしゃったように、様式を決めることによってかえって引き継ぎ書を作成する事務が煩雑になるというデメリットはあるんだと思います。しかしながら、今回引き継ぎが不十分だったことによりまして、このような事態になったのは事実でございますので、御指摘も踏まえて、いま一度その様式をどうするのか、決めたほうがいいのか、それとも今のまま任意にしたほうがいいのかについては、検討させていただきます。

◎土居副委員長 今回の事案についての経過と対応についてはわかったんですけど、こういった請求事務、行政の事務の瑕疵について、引き継ぎが十分でなかったことが原因で起こる瑕疵というのを、よく聞くわけです。今回も請求等は年度をまたいでもオーケーなんですけれども、引き継ぎが十分でなかったことが往々にしてあると。これも100%抑えきれないということを前提としたら、やはりその年度内に、引き継ぎをする前に全てを終わらせておくのが、行政としてあるべき基本姿勢ではないかを感じるんです。今後の県のこういった請求事務についての姿勢はどうなんですか。先ほどの説明どおりなんですか。それともちょっと改善していこうというようなことですか。

◎梶部長 御指摘のとおり、本来当該年度に処理すべきだと考えます。先ほどは責任の所在の議論になりましたので、時効を徒過した現体制の問題だと申し上げましたけれども、御指摘のように、引き継ぎを要さず年度内に処理をしておくのが原則だろうと思います。

◎西森委員 先ほど自発的と言われました45万8,000円余りの、職員が負担したお金があるわけですが、何人で負担したんですか。その金額に差があるのかどうかも教えていただけますか。

◎尾崎管財課長 7名の職員で負担をいたしました。金額には差が多少ございます。

◎西森委員 金額の差は、どういうところの差なんですか。自発的だということですから、

自分はこれくらい払いますよみたいな話だったんですか。

◎梶部長 一つはポストとしての責任と、もう一つは直接事務の引き継ぎですとか、請求を漏らしたというところの二つを勘案してその差を設けています。

◎西森委員 その差、先ほど返すという意味に関しては、自発的な意思だったけれども、金額に関しては自発的な金額の意思表示ではなしに、そこは考えたということなんですか。

◎梶部長 私のほうで考えさせていただきました。

◎西森委員 7人で単純に割っても、数万円という金額になるんで、なかなか大変な金額なのかなと。自分なんか思うのは、相当家では、奥さんになるのか、ならないのかわからないですけども、相当言われて厳しい立場になっている職員もいるんじゃないかという思いもするんです。だからそこまで、大丈夫かというところまで、行政サイドが見てあげることにはできないのかもしれないですけども、だけどころこういうことがあって、何か家庭が崩れていってしまったみたいなどころになっては、やっぱりいけないと思います。そこまで行政が見れるかどうかはわかりませんが、いろんな面で気にとめてあげながら、フォローもしてもらえたらと思います。

◎坂本（孝）委員長 再発防止策も示していますので、今後また気をつけてやってください。

質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎坂本（孝）委員長 続いて、会計管理局について行います。

議案について会計管理局長の説明を求めます。

◎中村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の、12月補正予算につきまして御説明いたします。資料ナンバー2、議案説明書（補正予算）の154ページをお開きください。

今回の補正予算は全額人件費に係るもので、会計管理局全体で1,569万8,000円の増額をお願いするものでございます。主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給与月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによりますほか、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によりますものでございます。

続きまして、同じ資料の202ページをお開きください。総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正予算でございます。これは各所属の人件費の補正に対応して行うもので、14億9,200万円の増額をお願いするものでございます。補正予算の主な理由といたしましては、先ほどの一般会計分と同様に、職員の給与に関する条例改正案に係る給与月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことのほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によりますものでございます。

以上で、説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎坂本（孝）委員長 続いて、教育委員会について行います。

初めに議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 まず議案の説明をさせていただきます。

12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成29年度一般会計補正予算議案ほか条例その他議案5件でございます。まず、平成29年度一般会計補正予算について御説明いたします。資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の158ページ。教育委員会補正予算総括表をごらんください。

教育委員会所管の補正予算につきましては、総額1億3,000万円余りの増額補正でございます。総括表の1番上、教育政策課から新図書館整備課までの六つの課において、人件費の補正がございます。人件費につきましては、私から一括して説明させていただきますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもの。人員の増減や職員の新陳代謝、時間外勤務手当など各種手当の増減などによるもので、あわせまして1億1,800万円余りの増額となっております。

次に、人件費以外の補正につきましては、まず上から6段目の新図書館整備課でございます。県立図書館に図書を整備するための寄附金の申し出をいただきましたことから、それに伴い100万円の増額をお願いしております。

次に、1番下の文化財課でございます。ことし10月に台風21号による被害を受けました、高知城の石垣の修復工事で必要となる、測量などを実施するための経費として1,100万円余りの増額をお願いするものでございます。

続きまして資料ナンバー①、議案補正予算説明の定例会議案の補正予算の5ページをご覧ください。右側にあります13教育費の1教育総務費のうち施設整備費は、県立学校施設の改修改築工事。その下の維持修繕費は、県立学校のブロック塀改修工事及び体育館非構造部材実態調査等委託。その下の青少年教育施設整備費は、青少年センターの駐車場整備工事、陸上競技場競技本部棟新築工事設計委託などについて。またその下、3学校費の施設整備費や、県立学校5校の共同グラウンドトイレ等建築工事及び須崎総合高等学校敷地

外駐輪場の土木造成工事、建築工事について、それぞれ年度内での完了が見込めなくなりましたことから、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。同じ資料の10ページをごらんください。下から3段目の、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料から、次のページの下から2段目、埋蔵文化財センター管理運営委託料までの11件につきまして債務負担行為の増額をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料ナンバー④、条例その他の議案説明書の1ページをご覧ください。下段の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案でございます。この条例は、知事部局や警察本部が所管する給与条例の改正とあわせて行うものでございまして、教育委員会が所管する条例といたしましては、公立学校職員の給与に関する条例につきまして、高知県人事委員会の議会及び知事に対する職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する給料月額及び諸手当の改定をしようとするとともに、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことなどを考慮し、国家公務員に準じた措置を講じるよう、必要な改正をしようとするものでございます。

次に3ページをごらんください。中段の高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案は、高知県立塩見記念青少年プラザの改築に伴い、施設の使用料を定めようとするものでございます。

次に6ページをお願いします。下段の高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案から、次のページの、高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案。その下の、高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案の3議案につきましては、いずれも所管施設の設置及び管理に関する条例に基づきまして、同施設の指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。各議案の詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項が8件ございます。1件目は、高知県教員育成指標（案）について、教育政策課長から御説明させていただきます。

2件目は、高知県立学校施設長寿命化計画（案）について、学校安全対策課長から説明させていただきます。

3件目は、第44回全国高等学校総合文化祭高知大会について、高等学校課長から説明させていただきます。

4件目は、県立学校統合校の校章・制服の決定について、高等学校課から説明させていただきます。

5件目は、義務教育国庫負担金の交付額の過大算定について、特別支援教育課長から説明させていただきます。

6件目は、病弱特別支援学校校舎新築工事の基本設計について、同じく特別支援教育課長から説明させていただきます。

7件目は、心の教育センター新築工事の基本設計について、人権教育課長から説明させていただきます。

8件目は、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、これについても人権教育課長から説明させていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします審議会等の9月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつけました資料をごらんください。

高知県教員育成協議会を11月に、高知県産業教育審議会を10月に、高知県立図書館協議会を11月に、次のページの高知県いじめ問題対策連絡協議会を11月に、それぞれ開催いたしました。各審議会の審議項目等につきましては、資料のとおりでございます。

今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

〈教職員・福利課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 まず第1号議案、平成29年度一般会計補正予算につきまして、説明をさせていただきます。お手元の資料の資料ナンバー②議案説明書の161ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、毎年12月議会をお願いしているものでございまして、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係るものでございます。この債務負担行為は、来年度実施する教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに、教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成と採点のための委託料となっております。問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、本年度のうちに契約できるよう債務負担をお願いするものでございます。

次の第9号議案の、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、午前中に総務部の行政管理課が説明したものと同一内容でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 学校安全対策課の議案について、御説明させていただきます。
お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の162ページをお開きください。

繰越明許費をお願いするものでございます。13教育費の4学校施設等整備費の施設整備費、1億6,937万8,000円の繰り越しにつきましては、県立学校のプールの改修や駐輪場の改築など、工事の施工方法等について学校との協議に日数を要したのものや、工事に伴い必要となる電柱の移設について、四国電力や学校との協議に日数を要したものなど、計7件の工事と1件の設計委託について、年度内の完了が見込めなくなったことから繰り越しをお願いするものでございます。これらの工事及び委託につきましては、建築課及び学校との調整を密にしながら、できる限り早期に取り組んでまいります。

次に、維持修繕費の3億5,645万4,000円につきましては、南海トラフ地震対策としまして、平成28年度から取り組んでおります県立学校のブロック塀の改修工事12件と、昨年の熊本地震を受けて、学校体育館の避難所機能を維持するための非構造部材等の耐震対策に係る調査委託12件につきまして、年度内の完了が見込めなくなったため繰り越しをお願いするものになります。これらにつきましても、来年度速やかに完了させたいと考えております。

学校安全対策課からの説明は以上となります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 高等学校課の補正予算について、御説明をさせていただきます。資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の167ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費明細書につきまして、3学校費の施設整備費でございます。高知市朝倉にあります、県立学校5校が利用しております共同グラウンドのトイレ等建築工事及び須崎総合高等学校敷地外駐輪場の土木造成工事及び建築工事につきまして、設計内容についての関係機関との調整、また改修内容の検討が必要となりましたことなどから、測量作業や設計内容の確定等において計画調整に不測の日数を要したため、年度内での完了が見込めなくなりましたことから、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、同じページの下半分の、債務負担行為に係る調書でございます。まずその一つ目でございます、基礎学力把握検査等委託料でございますが、平成30年度入学生に対しまして、3月の合格者登校日以降に学力把握検査を民間業者に委託、実施し、4月に結果を入手、分析することで、より効果的な対策を講じて学力向上につなげていくものでござい

す。対象となる学校は6校で、この学校は大半の生徒が大学進学を希望して入学をしております。そこで3月中に検査を実施することにより、年度当初の早い時期から高校3年間を見据えた、大学進学に向けての学力向上対策を立てることができるようになります。この債務負担行為について議決をいただき、3月中の契約及び検査の実施が可能となるところでございます。

最後に、外国語指導助手配置委託料についてでございますが。県立の高校等学校及び特別支援学校では英語教育を推進するため、外国語指導助手、いわゆるALTを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このALTは、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた直接雇用と、民間企業による業務委託の2種類の雇用形態により行っているところでございます。今回の外国語指導助手配置委託料は各学校で指導に当たるALTのうち、5名の配置を民間専門業者に委託するものでございまして、指名競争入札により委託業者を選定するようにしております。ALTは4月10日ごろから各学校に配置する必要がありますが、4月に入ってから入札を行い業者を選定していたのでは、10日からの事業に間に合いませんので、この債務負担行為について議決をいただくことにより、3月中の入札及び契約が可能になり、県教委と配置校、委託業者間との調整を行い、学校にALTを余裕を持って配置できるようになるものでございます。

高等学校課の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎西森委員 この外国語指導助手配置委託料の中に、ALTの給料は含まれているんですか。

◎高岸高等学校課長 5名分の総額として委託をしております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について、御説明をさせていただきます。資料ナンバー②、定例会議案説明書（補正予算）の170ページをお開きください。

今回の補正予算は、県立特別支援学校5校の調理業務委託料につきまして、債務負担行為により必要経費を計上させていただくものでございます。県立特別支援学校では、13校中10校で学校給食及び寄宿舎食の調理業務を民間業者に委託をしております。この調理業務につきましては、受託業者が安定して人材を確保し、また一定期間継続して調理業務に当たることで、安心安全な給食等の提供ができるよう、2年間の長期委託契約を行っております。

これまでは当初予算にて債務負担を計上し、2月議会終了後に指名競争入札を行い契約を行ってまいりましたが、今年3月に、平成29、30年度の調理委託業務の入札を行いまし

たところ、5校中2校について不落及び入札参加業者なしのため契約に至りませんでした。その理由につきましては、複数の業者から人材不足で対応ができない、4月からの業務に間に合わせるためには遅くとも1月ごろの契約でないと、人材の確保などの準備が困難との回答でございました。この2校の受託業者以外にも、近年は他校の契約中のどの業者からも調理員の確保が難しい、3月末の契約では調理員の募集を行ってもよい人材が確保できず、やむなく未経験者を雇用するといった状況にあり、できるだけ早い時期の契約により準備期間が必要との声を聞いております。

こういった状況を踏まえ、受託業者が早い時期から人材の確保などの準備に取りかかれるようにすることで、特別支援学校の子供たちに安心して安全な給食を提供するための調理業務の質を維持することができ、また新規業者の参入や既存の業者の応札もしやすくなるなど、より競争原理も働くものと考えます。

そのため、次年度以降の調理業務の委託について、補正予算成立後1月にも入札を行い、その後早期に契約をすることで、4月からの業務をスムーズにスタートさせたいと考えております。

今議会におきまして、今年度末に現在の委託期間が終了します5校分の調理業務委託料としまして、合計1億3,721万8,000円を債務負担行為でお願いするものでございます。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎森生涯学習課長 生涯学習課でございます。当課からは繰越明許費と債務負担行為に係る補正予算議案2件及び条例その他議案2件について説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の172ページをお開きください。

まず繰越明許費でございます。資料の上段は繰越明許費で、青少年センターの駐車場整備工事、本館及び宿泊棟改築工事工損事後調査委託、並びに陸上競技場競技本部棟新築工事設計委託業務等に係る予算の繰り越しをお願いするもので、繰越額は1億2,209万8,000円でございます。

まず、駐車場整備工事につきましては、本館及び宿泊棟の改築工事の完成が2カ月程度おくれたため、新館の供用開始が本年2月1日になったことから、旧館の解体工事の開始のおくれが生じたこと。加えて、旧館解体跡地に、図面上にない排水設備が埋設されていたことによる、工事の積算見直しが必要になったことから、跡地に整備する駐車場工事の工期及びその後の工損事後調査委託業務の実施が30年度にわたる見込みとなりましたこと

から、今回繰り越しをお願いするものでございます。

また、陸上競技場本部棟新築工事設計委託業務につきましては、大会時の記録判定や審判控室等に使用します競技本部棟につきまして、設置場所や使用に関する関係競技団体等との調整に日数を要しましたことから、繰り越しをお願いするものでございます。

なお来年度、この競技本部棟の新築工事及びトラックやフィールド部分の改修工事等に着手することとしており、当初の予定どおり平成31年7月ごろの供用開始に向け準備を進めてまいります。

同じページの下段をごらんください。債務負担行為の補正でございます。当課が所管します塩見記念青少年プラザにつきましては、平成16年度より指定管理者による指定管理を行っておりますが、平成28年度と29年度は設備の改築工事のため一時休館しておりました。平成30年4月末には改築工事が完了し、6月に再オープンできる予定となりましたことから、平成34年度までの管理運営委託料の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案2件を御説明をいたします。いずれも、先ほど御説明いたしました塩見記念青少年プラザに関するものでございます。まず、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。資料ナンバー③、議案（条例その他）につきましては55ページ、資料④議案説明書（条例その他）は3ページとなりますが、議案説明資料により説明をさせていただきますので、お手元の議案説明資料、生涯学習課のインデックスのある資料の2ページをお願いいたします。

まず、当施設の概要から御説明をいたします。高知市小津町にあります高知県立塩見記念青少年プラザは、昭和47年、土佐市出身の参議院議員の故塩見俊二氏が、高知県民の文化振興のため私設図書館塩見文庫を移転され、その後、平成3年に県が寄贈を受け、平成5年に高知県立小津青少年ふれあいセンターとしてオープンしたものでございます。そして、平成16年8月、高知県立塩見記念青少年プラザとしてリニューアルオープンし、以降、青少年の相談援助機能と青少年が集う機能を合わせ持った施設として、平成27年度は約2万8,000人に利用していただいております。

しかし、この建物は施設の老朽化に加え、耐震性に問題がありましたことから、28年度に施設を解体し、新たな施設を建築中でございます。先ほど御説明をいたしましたが、来年5月ごろには引き渡しを受け、6月ごろから再オープンすることとしております。

改築工事の概要です。改築前と変わらず、5階建てで整備をしておりますが、延べ床面積は約1.5倍に拡充しております。1階には塩見俊二氏のメモリアルコーナーを新設し、駐車場及び駐輪場を増設。また、3階にはこれまで1室でありました音楽スタジオを3室に増設し、4階の学習室や5階の多目的の面積を広げて、より使いやすい施設として充実を図っております。

資料の1ページをごらんください。今回の議案は、こうした一連の施設の改築に伴い、

施設の使用料を定めようとするものです。まず、改正内容の（２）にありますように、これまで18歳未満の者等から、多目的室と音楽スタジオにつきましては使用料を徴収していましたが、当課が所管をしております他の青少年教育施設の会議室等の青少年の使用を無料としていることを考慮して、改正後は、多目的室は半額としていたものを無料といたしました。また、音楽スタジオは4分の3としていたものを半額としております。

次に、（１）の考え方にに基づき、（３）につきまして御説明をいたします。施設の3階には三つの音楽スタジオ、4階にはグループ用の学習室、5階には多目的室を整備しておりますが、表の1番上の学習室と二つ下の音楽スタジオの使用料につきましては、管理運営費及び減価償却費を基礎として実勢価格を算出し、それぞれ1時間260円、400円、100円としております。また、真ん中の多目的室は、実勢価格で計算しますと、改正前の使用料から1,300円以上の大きな上昇となりますので、近隣の類似施設の使用料なども考慮しながら1,530円に設定をしております。また改築後は、音楽スタジオ、学習室（グループ用）及び多目的室に新たに冷暖房費を設定することとし、1時間当たりの空調設備の電気料を試算をして、附属施設の使用料として徴収をすることとしており、条例改正後の後に、冷暖房費を設定する規則改正を行うこととしております。なお、冷暖房費は18歳未満の者は無料としております。

条例の施行期日につきましては、平成30年5月ごろに引き渡しを受けた後、平成30年6月から新館の運用を開始する予定ですが、工事の進捗状況を考慮し、規則により施行日を定めることといたします。

次に、当施設の指定管理者の指定に関する議案について、御説明をいたします。資料ナンバー③、議案（条例その他）は68ページ、資料ナンバー④、議案説明書（条例その他）は6ページとなります。当課が所管をします塩見記念青少年プラザの指定管理につきまして、地方自治法及び施設の設置及び管理に関する条例の規定により、指定管理者に特定非営利活動法人たびびとを指定することについて議決をお願いするものでございます。

議案説明資料により御説明をいたしますので、同じくお手元の議案説明資料の生涯学習課のインデックスのある3ページをお開き願います。施設の概要につきましては、先ほどの説明と重複しますので省略いたしまして、2の当施設の指定管理制度の導入の理由についてですが、平成16年度にリニューアルオープンする際から導入をしており、3に記載のとおり、これまで二つの団体に指定管理者として管理運営を委託しております。

指定管理者制度導入の効果としましては、4に記載のとおり、施設管理のほか、指定管理者みずから企画しました自主事業を実施するなど、青少年の健全育成に向けた効果的な取り組みができており、平成24年度からは指定管理者による提案などによりサービス向上に努めた結果、開館以降減少傾向にありました利用者数が増加に転じております。こうしたことなどを踏まえ、この制度の活用を継続することといたしました。

5にありますように、今回の指定管理者の指定につきましては、指定期間を5年に設定しております。2カ月の公募期間を経て3団体から応募をいただき、選定審査委員会により審査を行った結果、特定非営利活動法人たびびとが候補者として選定され、その後、県において候補者として決定をいたしました。本議会で議決がいただければ、正式な指定管理者として指定し、来年4月から施設の管理運営業務に当たっていただくこととなります。

私からの説明は以上でございますが、なお午前中の総務部文書情報課による公文書館に関する報告に対しまして、吉良委員から塩見文庫について御質問があったとお聞きしております。所管課であります生涯学習課から説明をさせていただきます。

現在、塩見文庫は教育センターの分館に約4万3,000冊、県立図書館に約1万2,000冊をそれぞれ管理しております。来年7月にオーテピア高知図書館が開館後は、県立図書館にある本は、中3階に塩見文庫として開架をいたします。また同様に来年度、教育センター分館が解体されますので、そちらの本は一旦別の場所で保管し、平成32年度からは公文書館の3階で開架をいたします。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎西森委員 よく高校生とか受験生が、前の塩見青少年プラザで勉強してたわけなんですけれども、今回新しい塩見青少年プラザもそういったスペースがあるという考え方でいいんでしょうか。

◎森生涯学習課長 生涯学習課のインデックスのついた資料の2ページ目のほうに、少し触れておりますけれども、4階に学習室ということで、改築前は14席であったものを26席にふやしまして、そういったことにも充実して対応したいと考えております。

◎西森委員 使用料は、グループの場合は260円ですけれども、この個人用に関しては、使用料は徴収をしないということなんですか。

◎森生涯学習課長 18歳以下の方につきましては、先ほどのグループ用につきましても無料、その他の個人の学習部分についても無料という取り扱いにさせていただくような条例改正しております。

◎西森委員 そうすると18歳を超えてしまうと個人用であっても使用料はかかってしまうということですか。

◎森生涯学習課長 個人用につきましては、いずれの方も無料ということになります。

◎西森委員 そうすると、今までのような形での使用ができると。ちょっと私心配したのは、この18歳未満の者等ということで、青少年のうち18歳未満の者並びに18歳以上の者であっても高等学校、高専だとか専修学校に在籍する者ということになっているんですけれども、浪人生はどういう形になるのかなど。18歳を超えて高等学校でもない、また専修学

校でもない、いわゆる浪人生といわれる人たちが、どうなのかなと思ったわけなんですけれども、例えばそういう人たちが、このグループ用を借りたいと言った場合はどうなるのか。

◎森生涯学習課長 個人用でしたらもちろん無料なんですけれども、グループ用を使うということであれば、それは有料ということになります。

◎西森委員 学生であれば無料であるけれども、浪人生の場合は有料になってしまうということですけど、そこはどういった形の議論がなされてそういう形になったのか。議論自体がされたのかどうか。

◎森生涯学習課長 もともとグループ室につきましては、以前から同じ区切りの中で、グループ室については有料という形で対応させていただいておまして、特にこれまで御意見もちょうだいしておりませんので、従来の基準で今回提案をさせていただいたという経過でございました。

◎西森委員 余りそこのところの議論もなかったということだと思うんですけども、どうなんでしょうか。一所懸命勉強をされているそういった人たちがいて、なかなかそういう勉強する場がないという声なんかもあって、今度図書館なんかができるので、随分そのあたりも解消されていくのかなとは思いますが、結構受験生なんかは、コンビニの休憩スペースみたいところで勉強してたりとかいうこともあったりするんです。だけど、それは困るよということで、コンビニなんかから追い出されて、それこそ勉強する場所がない状況もあるという声も聞いたりして、そういうことを考えると、学生ではないけれども浪人生なんかは対応してあげられるといいんじゃないかなという思いがあって、言わせていただいたところではありました。ただ、もうこういう形でということですので、了解です。

◎坂本（茂）委員 塩見文庫の蔵書、5万5,000冊ほどを二つに分けて保管されているということなんですけれども、この蔵書に限っての、例えば貸し出し状況みたいなのは把握されていますか。

◎森生涯学習課長 県立図書館が今保管しているものと、教育センター分館で保管をしているものがあります。教育センター分館のほうにつきましては、生涯学習課が管理をしておりますので、貸し出しについてはあまり多くない状況と把握しております。もう一方の図書館につきましては、生涯学習課で所管をしておりますので、そこは把握しておりません。

◎坂本（茂）委員 そこは、保管しているところが違うのかもしれませんが、もともと塩見文庫として寄贈を受けて、それぞれ今保管しているところが違うというだけで、じゃあ塩見文庫の活用状況は、一体どうなのかなというのを。私は実際使ったことないので、申しわけないですけども、相当歴史的な文献というか、例えば青少年が手に取ってみよ

うとかという書籍ではないということなんですか。

◎森生涯学習課長 塩見文庫のほうにあります、貴重な資料とか珍しい本等につきましては、今県立図書館のほうが選書をしまして、先ほど言いました保管をしております。それは新しくできますオーテピアのほうで展示、開架をしていくことになっております。それから一部、今現在分館のほうにあります資料については、一般の方に貸し出しをしておりますけれども、本自体は従前塩見先生がお集めになった本ですので、新しいものというよりは、従来からある本になってまいります。それを分館のほうで貸し出しはできるような形で対応させていただいているのが現状です。

◎坂本（茂）委員 貸し出しはできるんだったら、貸し出し状況がどうなのかも一定把握しておく必要があるのではないかなと。それで生涯学習課が保管している分がどうで、図書館がもし貸し出ししているんだったら、図書館のほうの分はどうなっているかを教えてもらえたら。

◎森生涯学習課長 分館のほうで保管をしている件数につきましては、平成27年度が4件の貸し出し。28年度は1件の貸し出し。それから、平成26年度は13件という状況になっております。

◎国則新図書館整備課長 県立図書館の分につきましては、貸し出しを行っておりますが、具体の冊数、今手持ちにはございませんので、また改めて提供させていただきます。

◎坂本（茂）委員 いわゆる歴史的文献とかが多くて、それほど利活用はされてないという研究対象の書籍が多いんだったら、そういう形での保管の仕方はあるのかなと。そういう形の保管の仕方が今後は検討されていくのか、そこらあたりはどうなんですか。

◎森生涯学習課長 これは塩見先生が、東京のほうでお集めになった本などを置いてあります。平成32年4月には、公文書館の3階に開設しますので、それを整理して、貸し出し可能な形で資料という意味もあわせて大事に保管をしていきたいと。特にその書物が散逸することのないようにして、貸し出しにも対応できる形でぜひ今後も保管をしていきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 平成29年度12月補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の174ページをお願いいたします。

ページ右端の説明欄をごらんください。2の図書館活動費に100万円の増額の補正予算を計上しております。これは香南市に工場を立地しております、YAMAKIN株式会社の社員12名の方から、ふるさと納税制度に基づき100万円の寄附をいただき、その寄附を活用

し県立図書館の図書購入費を増額するものでございます。YAMAKIN株式会社からは、平成20年度から毎年寄附をいただいております。県民の読書環境の向上や県内の人材育成に貢献したいとの同社の意向に沿って、多くの分野に応用が可能であるコンピュータープログラミングやウェブデザインなどIT関連の図書を、県立図書館で選書し購入をしております。現在、県立図書館の2階のジョブコーナー内には、これまでに購入をしました図書を集めてヤマキンライブラリーとしてコーナーを構え、県民の皆様にご利用をいただいております。なおオーテピア高知図書館に移転後も、専門書を多く取りそろえる3階のビジネス、科学、産業、農業の専用スペースの中に、ヤマキンライブラリーのコーナーを設けまして、引き続き御利用をいただく予定にしております。

私からの説明は以上でございます。

◎土居副委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎土居副委員長 質疑を終わります。

〈文化財課〉

◎土居副委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎土居文化財課長 文化財課の補正予算並びに指定管理者の指定に関する議案について御説明します。

今回は、台風災害の復旧に係る経費の補正予算並びに高知県立高知公園及び高知県立埋蔵文化財センターの指定管理に関する議案及び債務負担行為の追加について御審議いただくものでございます。

まず、台風災害の復旧に係る経費の補正について御説明いたします。お手元の資料ナンバー②、議案説明書の176ページをお願いいたします。表の右端の説明欄をごらんください。補正の内容は、10月の台風災害に係る高知城の石垣等の修復に要する経費のうち、測量等委託料1,144万7,000円の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料、文化財課のインデックスがある資料の1ページをごらんください。10月22日に本県近くを通過しました台風21号の影響で、高知城の梅ノ段北側の石垣付近に立っておりましたムクノキが倒れた際に、木の根が石垣に絡まっていたことから、石垣が幅3メートル、高さ2メートルにわたって崩落いたしました。そのため、この石垣の修復工事の実施に当たって必要となる、測量及び地盤の状況調査を実施しようとするものでございます。本経費につきましては、国の補助事業の対象となっており、文化庁と協議しました結果、2分の1の補助を受けられる方向で調整が整っております。なお、復旧に係る実施設計及び工事につきましては、この調査結果をもとに史跡高知城跡整備委員会の石垣部会に諮りまして修復の範囲を決定し、平成30年度以降に実施したいと考えております。

続きまして、指定管理に関する議案について御説明します。お手元の資料ナンバー③、議案書（条例その他）の69ページ、それから資料ナンバー④、議案説明書（条例その他）の7ページをお開きください。第25号の高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案でございます。

当課が所管しております高知公園、つまり高知城でございますが、高知公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法及び高知県立都市公園条例の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、議案説明資料で御説明いたします。

文化財課のインデックスがある資料の2ページをお開きください。高知県立高知公園につきましては、現在行っております指定管理の期間が本年度末で終了いたしますことから、来年度以降の指定管理者を指定しようとするものでございます。現在の指定管理者は指定管理制度を導入しました平成19年度以来、3期合計11年間にわたり指定管理に携わっている入交グループ高知公園管理組合でございます。

高知公園は、高知城本丸を初めとする重要文化財15棟、そしてほぼ全域が高知城跡として史跡に指定されている歴史公園であり、県内有数の観光地でありますことから、サービスの向上、利用者増、文化財保護の意識の普及といったことを民間のアイデアで行っていただこうということで、指定管理制度を導入したものでございます。

本制度を導入しましたことで、開館時間の柔軟な運用や来場者へのおもてなしの実施等の取り組みを指定管理者が行っており、入館者等の安定的な増加という形で制度導入の効果が上がっているものと受けとめております。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間で、業務内容は文化財の日常管理や清掃、警備、植栽管理等の維持管理、懐徳館入館料や駐車場利用料の徴収、観光客等利用者の対応や利用促進のための活動など、高知公園の管理運営全般でございます。

団体の選定に当たりましては、本年8月28日から10月26日までを募集期間と定め、一般公募で指定管理者候補を募集しました。その結果、応募がありましたのは入交グループ高知公園管理組合1団体のみでございました。

この団体の適否につきましては、外部委員を中心とした5名の委員による審査委員会を設けて審査しました結果、これまでの実績を踏まえ、指定管理者として十分な能力があり、事業計画や収支の計画も適切であるとの評価を得ましたので、この団体を指定管理者候補として選定したものでございます。

続きまして、お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の177ページをお願いいたします。お開きいただいております、議案説明資料2ページのほうもあわせてごらんください。債務負担の追加でございます。

指定管理者へ、5年間の指定期間に支払うべき管理運営委託料の限度額を1億2,750万円

としようとするものでございます。財源は一般財源でございます。なお、議案説明資料の下のほうに、管理代行料の項の米印に少し記載しておりますけれども、この金額は提案額1億2,650万円に、サービス改善提案事業経費100万円を加算したものとなっております。サービス改善提案事業と申しますのは、指定管理者制度について定める県の運用指針の中に新たに設けられた制度で、年間の施設利用者数が10万人以上であることなど、一定の要件を満たす施設について、事業者さらなるサービスの向上を図るための事業に主体的に取り組ませるため、事業者がサービス改善提案事業を提案できるというものでございます。

審査委員会で適当と認められた場合、所定の経費を指定管理代行料に上乗せをできることとなっております、事業者からございました提案が審査会で適当と認められましたことから、上限額100万円を加算しております。今回事業者からは、外国からのお客様が増加してきている状況を受けて、接客をスキルアップさせるため、職員の英語の語学研修の実施が提案され、審査会においてサービス改善の効果が見込めると判断されたところでございます。

続きまして、お手元の資料ナンバー③、議案（条例その他）の70ページ、資料ナンバー④、議案説明書（条例その他）の7ページをお願いいたします。第26号「高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案」でございます。南国市篠原にございます県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法及び施設の設置及び管理に関する条例の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料の文化財課のインデックスがある資料の3ページをお開きください。埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の調査研究、発掘資料の保存や公開活用などを行う目的で、平成3年度に設置されております。建物は展示室、研究室、発掘した遺物の整理や復元を行う作業室、収蔵庫などで構成されています。県立埋蔵文化財センターの管理運営業務及び埋蔵文化財に関する普及啓発業務につきましては、現在、公募によらず単独で指定する、いわゆる直指定により公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行っております。指定管理の期間が今年度末で終了しますことから、引き続いて同財団を指定管理者として指定しようとするものでございます。同財団につきましては、指定管理者制度導入以降12年にわたり指定管理を行っております。

埋蔵文化財センターの入館者数につきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度は1,180人でしたが、企画展開催期間中の土日開館ですとか、埋蔵文化財に親しみをもつていただくために年1回開催しております「まいぶんセンターまつり」の開催等により、平成28年度は4,651人に増加するなど、県民に埋蔵文化財に対する関心や親しみを持っていただくための各種取り組みを行い、埋蔵文化財に対する関心や知名度の向上に努めているところでございます。

指定管理者として業務を委託しようとする高知県文化財団は、埋蔵文化財センターのほかにも、美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館の各県立の文化施設の指定

管理者として管理運営を行っております。

今期が5期目となりますが、指定管理者制度導入以前のセンターを設立しました平成3年度から管理運営の委託をしております。直指定する理由に記載しておりますが、発掘調査を継続して実施してきたことにより、高知県の埋蔵文化財に関する専門的知識を蓄積しておりますこと、また、指定管理業務であります施設の管理運営、普及・啓発業務は発掘調査の成果と不可分な関係であり、組織として一体的に管理したほうが効率的かつ合理的に運営できますことから、本センターの管理運営を委託するに当たり、最も適切な団体だと考えております。

なお、直指定を行うに当たりまして、外部委員5名による審査委員会を設けて審査しました結果、これまでの実績を踏まえ、指定管理者として十分な能力があり、事業計画や収支の計画も適切であるとの評価を得ましたので、この団体を指定管理者候補としたものでございます。

お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）、177ページへおかけください。高知公園と同じく債務負担行為の追加でございます。指定管理者に対して、5年間の指定期間に支払うべき管理運営委託料の限度額を2億3,083万6,000円としようとするものでございます。財源はセンター敷地の自動販売機設置に係る使用料、年当たり3万9,000円を除き一般財源でございます。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 高知公園の石垣が崩落したということで修理をせないかんわけですけど、これ以外にこういうことが起こりそうなところを、ふだん点検とかはやられているんですか。これは台風ですから、なかなか予測できないような突風が起こったことがあることやけれども、何かこういうことが起こりそうだなという箇所なんかの点検はやられているんですか。

◎土居文化財課長 高知公園の中にある木全体は、平成23年度から24年度にかけて分布調査を行って把握をしております。そうした中で石垣ですとか建造物に対する影響を評価して、専門家の助言をいただきながら、順番に伐採、剪定等してまいったわけですけども、今回北のほうで突風が起きて、そちらに手がかからんうちに木が倒れたということでございます。

実は昨日新聞にも報道されましたけれども、専門家の方にお集まりいただき、現地以外の石垣もあわせて見ていただいて、その後に御意見いただきました。改めて見ましたら、特に石垣付近に立っておる木に関して、石垣より先は空中でございますので、木の根の張る先がございません。どうしても木の根の張り方が弱い、あるいは石垣に絡みついていくといったことが出てくる。結果としてそれがちょっとはらみとして、石が膨らんでくるん

ですけれども、出てきておるようなところもあるということで、こういったものについてまたリストアップしてもらいたい、という御意見をいただいておりますので、また調べてまいりたいと思っております。

◎三石委員 たまたま今回は台風やったけれども、地震ですよ。熊本城もああいう状況になったわけですけど、それに対する対応も何かやられていると聞いておるんですけど、どういう状況ですか。

◎土居文化財課長 昨年熊本地震が起きまして、これを受けて高知城に関しましても、全体的な耐震対策で検討しております。現在予算見積もり提出中でございますけれども、来年度から石垣カルテという形で、石垣の形状を3次元測量しまして、形状を測って、後にもし崩れたりした場合の復元にすることはもちろんですけども、測量しまして、異常が見られる場合には改修していくことを考えております。

◎三石委員 熊本城なんかもああいう状況になったわけで、教訓として学ぶところはたくさんあると思うんですね。そういう情報交換なんかもして、対応していただきたいと思っております。

それと入交グループが平成19年度からずっとやられていますわね。特殊な、誰かれどこそこへやれるような状況じゃないと思うんですけども、今回も1社だけよね。1社だけということになると、競争が働かんわけですよ。マンネリ化も考えられると思うんですけども、そこらあたりの評価ですよ。1社だと誰も評価することができない可能性が強いわね。アンケートを観光客から取るだとか、どういう苦情があるのか、またどういうところがいいのかという、そういう声は取られていますか。

◎土居文化財課長 まず、指定管理者自身がみずからそういったものに関する情報収集というのはあります。利用者から意見を聞くのはあります。私どもも直接意見を聞くことも考えまして、個別アンケートなども実施したことはございました。ことしのゴールデンウィークなどにもしようと思いましたが、旅程を急ぐ方が多くて、余り意見が集まらなかったという現状がございました。なお、指定管理者の実施するアンケートを分析しまして、その中に含まれる改善すべきところを改善していただくように、指定管理者に言っていきたいと考えています。

◎三石委員 マンネリ化になり過ぎても困ることであって、やっぱり刺激がないといけないですね。そういう意味において、アンケートをとるとか、何か評価をするとかということも大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 この指定管理者の関係で、私はこの入交グループは結構いろんな工夫を重ねられて、イベントなどにおいても、随分と四季折々のお城まつりを入れたりとかしていると思います。そういう中で、イベント実施時期の入館者がどれぐらいかを教えていただきたい。もう一つは、サービス改善提案事業は、これで見ると5年間で100万円ですよ

ね。5年間ずっと、さっき言われた英語の語学研修を実施するという事なのか。単年度でいうと20万円ぐらいで、何人の対象職員に語学研修をやらうとされているのか。

◎土居文化財課長 まず前段の人数でございますけれども、こちらに数字を持ってきておりませんでした。後ほど御説明します。

後段ですけれども、英語の研修を行う5年間で100万円です。おっしゃるとおり、年当たり大体20万円ぐらいで、恐らく20万円に限ったことではないと思います。不足分は自分で出すという形になろうかと思えます。対象者としては、お客さんに接する窓口の方はもちろん、剪定等している方なんかも声をかけられたりするんで、そうした方も研修しようという意欲を持っていると聞いております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎坂本（孝）委員長 次に、請願についてであります。

最初に請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思えますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書紀 読み上げさせていただきます。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨。高知県の次代を担う子供たちを育てているため、県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年製の35人以下学級」の継続や「複式学級の定数改善」などを求める声は、学校現場のみならず、多くの保護者からも聞かれる。学校予算の増額や高等教育の学費の軽減など、小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、「貧困の連鎖」を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも重要かつ急務の課題である。

また、高知県では1カ月以上もかわりの先生が来ない「先生のいない教室」が2014年度は51件、2015年度は82件、2016年度は39件ある。ゆきとどいた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。

学校統廃合が進んでいる高知県では「地域文化の中心」たる学校を守っていかなければならない。

また、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育を進めることも必要である。

日本国憲法や子供の権利条約を活かした理想の教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者・県民の心からの願いである。

については、次の事項の実現が図られるよう請願する。

1、現在まで県独自で小学校1・2年生と中学校1年生の30人、小学校3・4年生の35人以下学級を維持する努力がされているが、さらに小学校5・6年生と中学校2・3年生、高校生についても改善を行うこと。また、国の責任で少人数学級をさらに実現するよう、働きかけること。

2、授業や学校運営に影響が出ないように、休んだ先生のかわりの先生がすぐに配置できるようにすること。

3、図書購入費や教材費など、教育費の保護者負担をさらに軽減すること。

4、全ての子供が安心して教育を受けられるよう、次の支援制度を実現すること。

(1) (危機管理文化厚生委員会所管分)

(2) 県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を全県に拡大すること。

5、(危機管理文化厚生委員会所管分)

6、複式学級基準の改善を国に働きかけること。また、それが実現するまでの間、県独自で全ての小学校1年生の単式化と、飛び複式学級の解消を行うこと。

7、特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に引き続き働きかけること。また、特別支援学級の学級編制標準（現在は1クラス8人）を引き下げること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人、大西朋枝、ほか6,098人。

紹介議員、塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日、平成29年12月12日。

◎坂本（孝）委員長 それでは順次、関係課からの参考説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 請願項目の1、2、3、6が、小中学校課の担当業務となりますので、この4項目をまず私のほうから説明をさせていただきます。

まず、1の小学校1、2年生、中学校1年生の30人学級などの学級編制の維持や改善についての項目でございます。学力の問題や不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題が長年の懸案である中で、本県ではこれらの課題の解決に向け、平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制を取り組み始めてまいりました。そして、この請願書にございますように、小学校低学年と中学校1年生で30人学級編制を、そして小学校中学年で35人学級編制を実施しているところでございます。この平成29年度におきまして、国からの加配と県単独の加配を合わせて、108人を増加して、現在の少人数学級編制を実施しております。

例えばこの35人学級編制をさらに小学校高学年、そして中学校2、3年に広めていくようになりますと、さらに50人以上の加配が必要となってまいります。また、教育課題の解決に向けては、この少人数学級編制の定数だけではなく、少人数指導やTT指導を行う指導方法工夫改善加配、あるいは生徒指導上の課題や特別に支援を要する児童生徒に対応する児

童生徒支援加配なども用意して、現在配置している状況がございます。これはともに100人ほどの加配を用意しておるところでございます。

このようなことから、この少人数学級編制を拡充するための数を県単独で用意することにつきましては、非常に厳しい状況があると考えております。なお、県といたしましては、国の動向も注視しながら、全国都道府県教育長協議会等と一緒になしまして、少人数学級編制の推進や加配定数の充実を国のほうに対しても要望しているところでございます。

次に2の教員の代替者の配置についての項目でございます。教員が病気等により休業した場合には、県に臨時教員志願書を提出し、名簿登録いただいている方を代替教員として配置しております。ただ、現在臨時的任用を可能とするこの臨時教員の数の現状につきましては、少子化が進む中で、教員を志す者がそもそも減少していること。また、退職者が増加し、教員の採用数が伸びていることなどから、臨時教員の絶対数が減少し、代替教員が少なくなっている状況はございます。このようなことから、病気休暇等を取得した教員の後補充が十分にできない状況も出てきております。

ただ、市町村教育委員会や学校の協力も得て、担任が不在という状況には至っておりませんが、いずれにしろ、児童生徒の皆さんや保護者の方々、また学校に大変申しわけなく思っておるところでございます。

そして、教員の代替者の確実な配置を行うためには、まず教員を目指す、あるいは本県の学校で働く希望のある人をふやすこと。また、県内在住で教員免許を持つ方を掘り起こすこと。さらに、再任用による教員をふやすこと。そして計画的な配置を行うこと、といったことが重要だと考えております。

このため、再任用の呼びかけを行うと同時に、再任用職員の勤務体制の柔軟化を図り、再任用職員を増加させております。また、県内外の大学での説明会を実施し、本県教員採用審査の受審について積極的な呼びかけを行い、また、県外での採用審査や、県外教員を対象とした採用審査を行い、県外から新たに本県の教員となってくださる方をふやす取り組みを実施しております。こうした取り組みやさまざまな手だてを講じまして、教員や教員候補者を確保していきたいと考えております。

次に、3の学校予算の増額。特に図書購入費と教材費の予算増額についての項目でございます。市町村立の小中学校の図書や教材を整備する費用につきましては、設置者であり、実施主体として責任を負っている市町村が負担することとなっております。そして、これらのいずれの経費につきましても、国から地方交付税措置がされており、一般財源として、各市町村に入ってきているところでございます。市町村教育委員会におきましては、この財源措置も活用しながら、各学校の教材等の整備をお願いしているところでございます。

この財政措置の制度は、それぞれの市町村が計画的に教材等の整備を進めていく上で、極めて重要なものでございます。県としましても、国からどのような財政措置がされてい

るのか、その情報を即時に提供するとともに、この制度の見直し等の動向にも注視していきたいと考えております。

最後に、6の複式学級編制基準の改善についての項目でございます。現在本県の複式学級の編制基準は、国の基準に沿ったものであり、その上に小学校1年生を含む複式学級の児童が8人の場合に、その学校の教員の配置数や学校の状況を考慮しまして、加配措置を行い、いわゆる単式化を図っているところもございます。こうしたことにつきましては、今後も継続していきたいと考えております。

ただ、複式学級の解消を図ったり、複式学級の編制基準を下げるなどを行うためには、県単独で財源を確保し、教員を配置しなくてはならないものでございまして、これらを大幅に拡大していくことには困難もあろうというふうに考えております。ただ今後とも国の定数改善等の動向も注視しながら、国に対しては、先ほど申しましたように、全国教育長協議会等と一緒に改善に向けた要望を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

◎高岸高等学校課長 高校が関連いたします請願項目1、項目4の(2)について、高等学校課から説明をさせていただきます。

請願項目1、学級編制についてでございます。高校の教職員の配置につきましては、現在、生徒数が減少している状況において、さらなる増加は厳しい状況となっております。しかしながら、これまで本県の教育課題の解決のため、県独自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習など学力向上支援対策を行ってまいりました。また高等学校では、選択科目別の授業に分かれての少人数指導も行っており、さらに平成26年度からは、教員とともに学習指導を行う学習支援員を補習や授業で活用するなど、個に応じた指導にも努めておるところでございます。今後も、子供たちへのきめ細かな指導、支援のさらなる充実を図るために、そのニーズに応じた加配措置を国にも要望し、教育環境の充実を図っていききたいというふうに考えております。

次に、請願項目4の(2)、通学費等の援助についてでございます。現在、市町村が行っております高等学校への就学を保障する支援といたしましては、通学に関する保護者の負担軽減や地元の高等学校への進学促進など、市町村がそれぞれの目的に応じた就学支援を行っております。通学費への支援につきましては、高等学校の再編統合を行った場合、通学距離が延び、就学が困難な状況となるような生徒に対して通学費の負担を軽減するために、通学支援奨学金制度を既に設けておりますので、この奨学金制度を継続することで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎橋本特別支援教育課長 7の特別支援学校の設置基準並びに特別支援学級の学級編制標

準に関しまして、御説明を申し上げます。

特別支援学校の設置基準は策定はされていませんけれども、特別支援学校の整備に当たりましては、国が示している特別支援学校施設整備指針や特別支援学校の在籍児童生徒の増加に伴う大規模化、狭隘化への対応についての通知等に留意しつつ、児童生徒の実態や地域の実情に沿って教育環境の充実を図っているところでございますので、特別支援学校設置基準をつくるよう国に求めることは考えておりません。

また、本県における特別支援学校の編成は、国の編制基準に基づきまして、児童生徒8名を上限としまして1学級を編成をしております。児童生徒個々への障害への対応がきめ細やかに行われるよう取り組んでいるところでございます。

一方、近年、児童生徒の障害の状態も多様化傾向にあり、加えて特別な支援を必要とする子供が増加傾向にあります。そういったことから、県教育委員会では教員の特別支援教育についての専門性の向上に努めるとともに、1学級当たりの児童生徒数が多く指導が困難などの学校に対しましては、児童生徒支援加配等の教員定数を確保し、それぞれの学校の実情にあわせて定数措置を行っているところでございます。

本県においては、特別支援教育の充実に加えて学力問題や生徒指導上の問題など、教育課題の解決のために、国の加配定数の活用に加え、県単独でも一定の加配措置を行ってきていますが、県単独でのこれ以上の定数措置を拡大していくことは厳しいものがあります。

今後は、特別支援教育の一層の充実に向けて国の加配定数の確保に努めるとともに、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会等と連携をしまして、国に対して特別支援学級の編制基準の見直しを要望してまいります。

以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

次に請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書紀 読み上げさせていただきます。

請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」、幼保支援課。

要旨、私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて、高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約33万円の学費負担（授業料・施設費等）が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大

は、保護者の切実な要求となっている。

については、次の事項が実現されるよう請願する。

1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

2、経常費助成補助の県加算を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。

3、教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、高知私学助成をすすめる会、会長、平野由朗、ほか37,027人

紹介議員、塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日、平成29年12月12日。

◎坂本（孝）委員長 それでは関係課からの参考説明を求めます。

◎溝渕幼保支援課長 請願第2-1号の1番、保護者の教育費負担の公私間格差の是正について、御説明をさせていただきます。

まず平成27年度から施行となりました、子ども・子育て支援新制度によりまして、公立幼稚園は全園、私立幼稚園は県内31園中、認定こども園になったものも含めて27園が移行しております。新制度に移行しました幼稚園等の保護者負担額は、国が定めた利用者負担額の上限額内で、市町村の住民税によって各市町村が決定することとなっております。保護者がお住まいになっている市町村が決めますので、同じ幼稚園を利用している場合でも、お住まいになっている市町村によって保護者負担額が違ってまいります。この結果、公立、私立とも同じ保護者負担ということになります。

移行していない4園の幼稚園の保護者負担額につきましては、個々の幼稚園が利用者負担額を決定しておりますので、利用している私立幼稚園によって金額は違ってきます。しかし、市町村民税によってその一部を助成する、幼稚園就園奨励費補助制度がありまして、その内容は、補助額の上限額はあるものの、新制度の利用者、市町村民税の階層と同じ利用者負担額となるよう設定されております。ちなみに、今回の就園奨励費補助金の県内の該当の子どもさんたちは、288名が対象となる見込みでございます。

ただ、幼児教育の保護者負担につきましては、国において現在幼児教育の無償化の検討も進めておりますので、今後国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

続いて、2番の経常費助成補助の県加算額を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。3、教育予算を増額することの二つでございますが、関係しますので、合わせて説明をさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援新制度での私立幼稚園の運営費は、保護者へ支給される教育給付費を施設が法定代理となって、保護者にかわって市町村から受領します施設型給付制度となっております。これは幼稚園、認定こども園、保育所等、新制度の全ての施設に共

通の制度となっております。この給付額の基準は、国が施設の教育保育に通常要する費用の額、例えば人件費や教育材料費等の額を勘案して、地域や施設の利用定員、児童の年齢に応じて定めておまして、地域等が同じ条件であれば全国同じ基準となっております。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の運営費である私学助成費につきましては、今までと同じで、国から示される国庫補助単価と地方交付税単価を合算した金額を県が補助金として交付しており、その金額は年々微増しております。しかし私学助成費においても、1種免許状保有加算等の加算はございますが、新制度の施設型給付のほうが加算の種類も多く、移行した私立幼稚園からは、運営が以前と比べて楽になったというお声もお聞きしていますことから、私立幼稚園にまだ移行していない4園については、新制度への移行を促しているところです。

今後は、子ども・子育て支援新制度の施設型給付額及び私学助成費とも、教育保育を実施する上で適切な金額となるよう、注視していきたいと考えております。

以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

これで教育委員会に係る請願を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後3時25分いたします。

（休憩 15時10分～15時23分）

《教育委員会》

◎坂本（孝）委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、教育委員会から8件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈教育政策課〉

◎坂本（孝）委員長 最初に、高知県教員育成指標（案）について、教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 高知県教員育成指標の策定について、御説明をさせていただきます。総務委員会資料、報告事項の教育政策課のインデックスの資料を御参照ください。

教員の大量退職、大量採用の影響によりまして、経験の浅い教員が大幅に増加する中で、新しい学習指導要領への対応などを図ることを目的といたしまして、昨年教育公務員特例法が改正をされまして、本年4月より施行されたところでございます。

この改正によりまして、教員の任命権者であります教育委員会は、毎年度教員の研修に

ついて体系的かつ効果的に実施するための計画であります、教員研修計画を定めることとされました。

また、この教員研修計画を策定するに当たっては、任命権者は国の定める指針を参酌の上、指針の策定に関する協議等を行う協議会を設置し、地域の実情に応じ、教員の職責、経験及び適性に応じて、教員の資質向上を図るための指標を定めるということが法律で定められたところでございます。

指標の策定に関します国の指針の中では、対象とすべき学校種は公立の小、中、義務教育学校、高等学校、特別支援学校であること。対象とする教員の範囲として校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭等であること。また指標は職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設け、その際、必ず新規採用教員に対して求める資質を第一の段階として設けることが定められたところでございます。

今回、国の指針を踏まえまして、本県において7月26日に高知県教員育成協議会を設置したところでございまして、これまで協議会を3回開催いたしまして検討を行ってまいりました。このたび教員育成協議会におきまして、本県の指標案がまとまりましたことから御報告させていただくものでございます。

指標（案）の内容につきましては、資料の2ページを御参照いただければと思います。本県の指標におきましては、職の区分といたしまして、教諭、養護教諭、栄養教諭、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教員に区分をしているところでございます。

また、教員の成長段階といたしまして、新規採用期を0から1年といたしまして、若年前期、若年後期、中堅期、発展期の5段階に分けて設定をしているところでございます。

指標の内容につきましては、教諭、養護教諭、栄養教諭に求められる資質能力といたしましては、大きく学校・HR経営力、学習指導力、チームマネジメント力、セルフマネジメント力の4領域におきまして、より具体的には、集団を高める力、一人一人の能力を高める力、授業実践・改善力、専門性・研究力、協働性・同僚性の構築力、組織貢献力、自己管理能力、自己変革力の、8能力を育成することとして指標内容を作成しております。

また、管理職等に求められる資質能力といたしましては、資質、マネジメント及びガバナンス、これらの能力を育成することとしまして、内容を策定しているところでございます。

具体的な指標の内容につきましては、3ページの参考を御参照いただければと思います。例えば、教諭等の指標につきましては、各成長段階に応じて求められる資質能力を明らかにするというので、このような内容が定められているというところでございます。また、管理職等の指標につきましても、各職ごとに求められる資質能力について、具体的にお示しをしているといったような内容になっております。

現在、パブリックコメントを実施しているところでございますけれども、その結果を踏

まえて、年度内に指標を決定したいと考えております。

以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 パブリックコメントを求めるための原案は、ホームページには出ているんでしょうけれども、ここには配られてないんですか。

◎酒井教育政策課長 簡単におまとめした資料を今、掲載させていただいておりますが、お手元にお配りさせていただきます。実際のところは、今参考のほうで具体的に取り出した資料になっておりますけれども、このようにA3で、非常に細かい資料で恐縮でございます。こちらでパブリックコメントを公表してございます。

◎坂本（茂）委員 これがホームページ上に掲載されて、パブリックコメントを求めているということですか。

◎酒井教育政策課長 そのものでございます。

◎坂本（茂）委員 いつまでにパブリックコメントを締め切るんですか。

◎酒井教育政策課長 昨日からパブリックコメントを開始をしております、30日間ということになっております。したがって、12月14日から1月19日まででございます。

◎吉良委員 それで、この実効性を担保するという点については、本県としてはどのように考えているんですか。

◎酒井教育政策課長 まず法令上この指標につきましては、毎年度任命権者が教員研修計画というものをつくることとされております。したがって、この指標で定められた資質能力を育成するために、必要な教員の研修の計画をつくるということになっておりまして、本年度中に県教委で策定をしたいと考えております。

◎吉良委員 今行われている初任者研修を含めて、教員の選択等の研修をこの内容に当てはめて、一覧表にして、これはこれですよと示していくことになるわけですか。

◎酒井教育政策課長 基本的にこの内容を、養成するために必要な研修の一覧という形でお示しをすることになるかと思っております。したがって、個々の細かい、今参考のところでございますが、例えば指導技術の工夫というところで、新規採用期には、発問や板書等の基本的な指導技術を身につけ、というようなことがいろいろ書いてございますけれども、細かくそれぞれの内容をお示しするものでなくて、この中で新規採用期に求められる研修ということで、初任者研修をお示しすることになるかと考えております。

◎吉良委員 一応その能力の分析をして具体的に示したと、明示することに意義があると押さえていいわけですね。

◎酒井教育政策課長 こちらでお示しをさせていただいた指標に基づいて、これを養成するため今後研修を行っていくことにしております。

◎吉良委員 OJTについては何か扱いが変わるわけ。それぞれの学校で例えば、今夏休

みも含めて研修だとかいろいろやっていますよね。それと同時に教材研究なんか含めて、例えば、各学年だとか教科だとかについてもこういうことに指導力ということで当てはめていくことになるわけ。

◎酒井教育政策課長 当然この指標というのは、本県の教員が各成長段階で求めるべき資質能力を一つの指標でお示しをしたということでございます。各校内研修においても、例えば10年の先生が校内研修を行うときに、その将来像、この10年段階でどういった教員になっておくべきかをお示ししてございます。したがって、そういった意味で校内研修をするときに、例えばこの先生の目標はどういったところが必要なんだということで、参考にさせていただく必要はあろうかと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、高知県立学校施設長寿命化計画（案）について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 現在策定作業を進めております、高知県立学校施設長寿命化計画（案）について御報告をさせていただきます。

報告事項の学校安全対策課のインデックスがついたページをごらんください。なおこの資料のつづりの後ろのほうに別途、計画案の本編を参考資料としてお配りをさせていただいております。

まず最初に、今回の長寿命化計画を策定するに至った経緯について、御説明をさせていただきます。国におきまして、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されております。この基本計画に基づき高知県においても、ことしの2月県議会におきまして、県有財産全体の管理を所管しております総務部の管財課が、総務委員会に御報告をした上で、高知県公共施設等総合管理計画を策定しております。さらに、この総合管理計画に基づいて、個別施設ごとの長寿命化計画をつくらなければならないとなっておりますので、今回策定するこの長寿命化計画はこの個別施設計画に該当するものになります。

文部科学省からは、県や市町村の各教育委員会において、この個別施設ごとの長寿命化計画を平成32年度までに策定するように指示があつているところです。また、文部科学省では、各教育委員会において計画の策定がスムーズに進むよう、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き、解説書を作成しまして、県や市町村への支援がなされております。今回のこの長寿命化計画（案）につきましても、文部科学省が作成した手引きや解説書に基づいて計画案を策定しているところでございます。

概要版の資料をごらんください。1番の背景・目的についてです。ことし3月に策定されました、公共施設等総合管理計画にも記載されている内容になりますけれども、本県の県立学校施設は、県有建築物全体の延床面積のうち約4割を占めております。さらに学校

施設の7割以上の建物が築30年を経過しておりまして、老朽化対策は喫緊の課題となっております。従来の建て替え、改築中心の施設整備方針では、今後多額の費用負担が短期的に集中してしまうこととなりますので、そこで施設の整備方針に施設の長寿命化という考え方を取り入れまして、必要な改修工事を実施して、施設の機能を維持しながら、これまで以上に長い期間使い続けていくことで、施設のライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図っていくことが必要となっております。

ここで、後ろについています長寿命化計画（案）資料の2ページと3ページをお開きください。この長寿命化計画の計画期間は、本計画の上位計画となっております高知県公共施設等総合管理計画にあわせまして、ことしの平成29年度から平成38年度までの10年間という計画にさせていただきます。

本計画の対象施設につきましては、県立の中学校が3校、高等学校が36校、そして特別支援学校が13校で、計52校の施設が対象となっております。対象となる建物につきましては全部で393棟、延床面積が約50万平方メートルとなっております。なお、計画の策定後も社会情勢や教育環境の変化等に対応していくために、先ほど御説明しました10年間の計画期間にかかわらず、適宜必要に応じて計画の見直しを行っていくこととしております。

もとの概要版の資料に戻っていただいて、2の関連計画のところをごらんください。図にありますように、県立高等学校再編振興計画や先ほどの公共施設等総合管理計画などの関連する計画、今回の長寿命化計画との関連性、位置づけにつきましては、ここにあります図のとおりとなっております。今後、少子化の進行等の影響で県内の児童生徒数は減少傾向が続いております。県立施設については、この再編計画に基づき、学校の統廃合を進めているところでありまして、平成31年度から予定されております後期の再編計画との整合性もとりながら、計画の調整見直しを行い、この長寿命化計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、資料の右半分のところでは3番の学校施設整備の基本的な方針のところをごらんください。本県の県立施設は、現在築40年を経過した施設については、全体の3割以上を占めております。全体的に老朽化が進んでいる状況にあります。多くの学校施設が建て替え時期を迎えている状況では、従来のような建て替え、改築を中心とする老朽化対策では、財政負担に過大な負担が生じることが想定をされております。今後は、予防保全的な改修の実施等により、施設を長寿命化していく方針に転換し、施設当たりのライフサイクルコストを縮減するとともに、財政負担の軽減と平準化を図っていくことが必要となります。資料にもありますように、これまでのような施設に不具合が生じた後に修繕を行う事後保全だけでなく、予防保全の考え方を取り入れることで、予防的な修繕等の実施により、維持、機能・性能の保持・回復が図られ、突発的な事故や費用の発生を抑制することが可能となっております。

このページの中段にある図をごらんください。施設のライフサイクルについて、上の図が従来の改築中心のイメージ図を示しております。竣工から20年で事後保全的な大規模改修を実施して、約40年で改築を行うというのは、これが従来の整備のやり方になっております。下のイメージ図は、今回計画に取り入れようとしております長寿命化の考え方で、上の図と同じように20年ごとに大規模改修を行うとともに、築40年を目安にコンクリートの中酸化対策、それから鉄筋の腐食対策、多様な学習内容への機能的な対応も含めた長寿命化改修を行っていくことで、学校施設の長寿命化を実現していこうというものでございます。現在の40年ではなくて、80年で改築、建て替えをするイメージになっております。

次に、概要版の2枚目の資料をごらんください。4番の長寿命化の実施計画についてです。ここでは長寿命化改修を実施していくに当たって、長寿命化改修等の優先順位付けの基準を定めることとしております。原則としまして、築年数のたっている古い施設から順次実施をしていくとしておりますけれども、おのおの建物の老朽化状態などを考慮しながら、また学校の再編統合の状況や時期なども踏まえて、適宜適切な対応を行っていこうと考えております。

もう一度本編の長寿命化計画案の資料の39ページと40ページをごらんください。本編のこの表6-2の一覧表は、現時点で築40年を超過している学校施設についてまとめたものになります。本県の県立学校施設は築40年以上の施設が、学校施設全体の3分の1以上を占めている状況でございます。長寿命化改修が必要な時期に達しているこれらの建物は、全部で109棟ございます。今回の長寿命化計画では、この一覧表にあります築40年以上の建物109棟を対象に、来年度からの10年間で長寿命化改修を実施していこうというものでございます。

なお、この一覧表の中で、ナンバー1の高知追手前高校の本館、それからナンバー2の高知小津高校の本館のこの2棟につきましては、築年数が85年を超えておりますけれども、これまでに耐震補強工事等も実施されていることから、文化的価値を考慮しまして、特例として可能な限り保存していく方針で考えております。この2棟につきましては、今後も定期的に建物の耐力度調査等を行い、構造躯体の健全性を把握しながら、建物の安全性が確保されていることを確認していくとしております。

次に、概要版のほうに戻っていただきまして、5-1の長寿命化のコストの見通しについてになります。学校施設を長寿命化することによる費用面での効果を検証するため、従来の事後保全的な維持管理による建て替え、改築中心の方針と予防保全的な維持管理による長寿命化推進の方針について、コストシミュレーションを実施しまして比較を行っております。コストシミュレーションにつきましては、2019年度から2058年度までの40年間について、また、当初の10年間に加え、11年目以降から40年目の2058年度までに係る事業費についてもそれぞれ試算を行いまして費用比較を行っております。ちなみにコスト比較を

行う際に参考となります経費数値としまして、本県の学校施設整備に係る過去5年間、平成24年度から28年度になりますけれども、平均投資的経費は年当たり34.8億円となっております。

資料のシミュレーション条件の表にありますように、シミュレーションは①の従来型、②の標準的な長寿命化型、③の条件付きの長寿命化型の三つのパターンで比較を行っております。資料の左下の①の図から資料右上の②、③までの三つの図のほか、右下のコスト比較一覧表もあわせてごらんいただきたいと思います。

一つ目の、従来型の改築を中心としたケースでは、当初の10年間に現時点で築40年を超えている109棟の建物、これを10年間で平準化して改築を行っていくとともに、今後、改築及び大規模改修の時期を迎える建物も順次整備をしていく場合についてシミュレーションを行っております。当初10年間の年間平均事業費は118.6億円で、過去5年間の平均投資的経費34.8億円の約3.41倍となり、短期間に過大な財政負担が生じるとともに、今後40年間の総事業費は2,339億円で、年間の平均事業費が58.5億円になると試算されております。

二つ目のシミュレーションは、標準的な長寿命化の考え方に基づくものとなっております。このケースでの考え方は、当初の10年間に築40年を超える建物を平準化し、長寿命化改修しまして、今後長寿命化改修及び大規模改修の時期を迎える建物についても、順次整備を行っていく場合について試算を行っております。当初10年間の年間平均事業費が77.3億円、過去5年間の平均投資的経費の2.22倍となります。一つ目の従来型のケースよりは、年間の平均事業費は抑えることができますけれども、それでも相当な額の財政負担になります。

三つ目のシミュレーションは長寿命化型ではありますがけれども、条件付きで整備を行っていく考え方に基づくものとなっております。このケースでの考え方は、当初の10年間に築40年を超える建物だけを平準化し、長寿命化改修を実施することとして、当初10年間に新たに築40年を迎える建物については、改修時期を10年間ずらして11年目以降に延期して整備をしていく形で試算を行っております。当初の10年間の年間平均事業費は36.1億円で、過去5年間の平均投資的経費の約1.04倍ということで、現在の財政負担額とほぼ同額で改修が行っていける試算になっております。

長寿命化計画の実施については、実態を踏まえて見た場合、施設の構造躯体の健全度等を見きわめ、慎重に長寿命化の可否や改築時期等を判断することが求められることとなりますけれども、検討を行ってきた結果としては、③の条件付き長寿命化の考え方による実施条件、その実施方法に基づいて今後事業を進めていきたいと考えております。

長寿命化の実施計画の見直しや継続的な運用方針についてですけれども、今回の長寿命化計画の策定実施により一定のコスト削減は見込まれますが、計画期間にかかわらず財政負担を軽減するための見直しは随時行っていくこととしております。今後は、学校の再編

統合や生徒数の減に伴います施設の減築等により保有面積が減少することも見込まれますので、その時々状況変化に対応しながら、P D C Aサイクルを意識して改善を図るとともに、長寿命化計画の適宜見直しを行いまして、継続的かつ効率的な運用を行っていききたいと考えております。

最後に、長寿命化計画の策定に係るスケジュールについて御説明をさせていただきます。計画策定に係るこれまでの経緯としましては、ことし9月下旬からこの計画に係る関係課や各県立学校への意見照会などを行いますとともに、10月20日から約1カ月間、県のホームページ上で県民の皆様向けにパブリックコメントを実施してまいりましたけれども、特に県民の方からの御意見等はございませんでした。

この長寿命化計画は、本日この総務委員会での御報告をさせていただいた後、計画内容の最終調整を行いまして、12月中に計画策定を完了させたいと考えております。計画の策定が完了しましたら、計画内容を来年度の当初予算に反映させることで、平成30年4月に計画をスタートさせたいと考えているところです。

以上で学校安全対策課からの説明を終わらせていただきます

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、第44回全国高等学校総合文化祭高知大会について、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 報告事項赤ラベルの高等学校課1ページをお願いいたします。3年後になりますけれども、平成32年夏に本県で開催予定の、第44回全国高等学校総合文化祭高知大会について御報告をさせていただきます。

全国高等学校総合文化祭は文化部のインターハイと呼ばれておりまして、資料の開催概要にありますように、文化庁、全国高等学校文化連盟、開催県、開催県教育委員会などが主催で実施するもので、本県では初の開催となります。

開催時期は平成32年7月31日から8月6日までの7日間で、全国から約3,000校、2万人の生徒が来県し、高校生のすぐれた文化パフォーマンスが繰り広げられる予定となっております。

開催部門といたしましては、総合開会式とパレードによる開会行事。演劇や合唱など19の専門部門。高知県独自で開催いたします、まんが甲子園などの四つの協賛部門があります。また国際交流事業といたしまして、海外から高校生を招聘し、本県高校生との交流親善も行う予定となっております。

本大会の最大の特徴は、生徒たちが実行委員会を組織して大会全体の企画運営を行うこ

とにあります。その内容といたしましては、来県者へのおもてなしであったり、生徒同士の交流などがあることをございます。

資料の右側をごらんください。これまでに生徒たちにより決められたものがあります。まず、大会の基本方針といたしまして「高知家で待ちゆうき！」。それから、中ほどの大会愛称、それからイメージカラー。ちょっと下のほうになりますけど、大会テーマといたしましては「蒼海の知 緑樹の感 陽光の志 いま、南国土佐に集うとき」というような形で定めております。1番下になりますけれども、現在マスコットキャラクターの原画などを募集しているところであり、来年度からはこうしたものを利用して、広報活動を展開していく予定になっております。

2ページの開催までのスケジュールをごらんください。現在開催地として内定をいただいておりますのでございまして、来年6月に文化庁により開催の正式決定をいただきます。その後、実行委員会を設立いたします。また、生徒の実行委員会も立ち上げるようになっております。今後、平成32年度開催に向けて、着実に準備を進めていきたいと考えておりますので、どうか皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

総合文化祭については、以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、県立学校統合校の校章・制服の決定について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 県立学校統合校の校章・制服の決定について御説明させていただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスの3ページをご覧ください。

県立学校統合校の校章・制服の選考過程を、9月総務委員会で御説明させていただきましたが、このたび決定しましたので御報告いたします。

校章につきましては、公募を実施し8月の選考委員会で1次選考を行い、それぞれ6点を選びました。その後、学校関係者から御意見をお聞きするとともに商標権のチェックを行いました。次に、10月31日の選考委員会で2次選考を行い4点を選んでいただきました。その後、先月20日に選考委員会の藤田会長から田村教育長に選考結果の報告がございました。

高知国際中学校・高等学校の校章に決定したのは、3ページにありますように、北海道、千葉重徳さんの作品で選考委員会でも1位となったものです。決定理由としては、生徒が学校での学びを通して、将来世界に羽ばたいていくというイメージを持っているデザインで

あり、また中高同じデザインであること。中高一貫教育校として、生徒が共通意識を持っていること。校名もアルファベット表記で、外国の方にも理解しやすいということでございます。

次に、須崎総合高等学校の校章に決定したのは、岩手県の伊藤勝則さんの作品で、選考委員会でも1位となったものでございます。決定理由としましては、須崎の「ス」が片仮名で向かい合わせに表記されており、地名、学校名、両校の統合をイメージさせるデザインであり、教育内容の機械、造船、工業をイメージさせる「イカリ」と、学問の象徴としての「ペン」を模しているということなどでございます。

次に4ページをごらんください。高知国際中学校・高等学校の制服については、プレゼンテーションにより制服候補を提案する制服メーカーをまず選考し、その制服メーカーから、スーツタイプ、ブレザータイプ、詰め襟、セーラータイプといった5点の提案を受けました。その後、学校関係者からの御意見をお聞きし、制服候補を決定したものです。校章と同様に、先月20日に藤田会長から田村教育長に選考結果の報告がございました。

高知国際中学校・高等学校の制服に決定したのは、4ページにありますようにスーツタイプで、冬服の概算価格は5万円から5万1,000円となっております。決定理由としては、課外活動で国内の学校外の団体が主催するさまざまな活動に参加したり、海外での研修活動への参加が想定されますので、こうしたフォーマルな場所で活動するのにふさわしいということから、スーツタイプと決定したものです。中学生と高校生はネクタイで色を分けておりまして、中学生がえんじ色、高校生が紺色となっております。

夏服につきましては、半袖シャツと夏用のボトムスとしたものです。夏服の概算価格は1万5,000円から1万6,000円ということです。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 この制服の概算価格ですけれども、ほかの県立高校と比べてどれぐらいですか。中位に属しているとか、高いとか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 ほぼ同じ価格でございます。冬服、夏服合計ですと、国際中高が6万6,000円から6万7,000円ぐらいとなりますけれども、例えば、丸の内高校の男子は5万9,500円、丸の内高校の女子が6万5,300円。西高校、追手前高校、小津高校の女子が6万6,600円でございます。丸の内高校の男子が5万9,500円ということですが、これは三つぞろえのベストが男子ではございませんので、冬に中に着込むニット・セーターとかが6,000円から7,000円ぐらい一般的にしますと、それを含まないと、ほぼ同額ということになっております。

◎吉良委員 札幌開成中等教育学校に行ったときに、すごく魅力的だと思ったのは、教育課程そのものの自由性を含めて、非常に柔軟なこともそうですし、生徒たちの制服がなか

ったのよ。今の時代にほかの公立校にない特徴を打ち出していく。私服というのは魅力的に感じるのよね。これは校則でどうしても着なくちゃいけないとするのか、しないのかを含めて、今後検討するんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 これにつきましては、選考委員会でもフォーマルな場所で活動するのは制服が望ましいという意見がありました。そういった意味で、フォーマルな場所で、グローバルということでスーツタイプになりましたので、制服でということには決めていきたいと考えております。

◎吉良委員 全く納得できないです。説得力がないので、フォーマルなとか。

それから女生徒、スカートじゃなくちゃいけないの。今は活動的にどこの場でもね、その場所場所にあったということならば、TPOに応じて女性もスラックスの場合もあるわけよね。それをこうやって一律に当てはめていくのはよくない。女性については服装もスカートじゃなくてスラックスなんかも考えるべきだと思いますけど、そういう意見は出ていないんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 そういった意見はございました。学校関係者からの意見でも、例えばLGBTの方への配慮といったこともございましたので、選考委員会でも、スラックスは、女子生徒の方が希望するのであれば制服メーカーの方も男子のスラックスと同じ価格で認めますと。また学校関係者間では、キュロットスカートなんかも検討していただければという意見もありましたので、そういったことも選考委員会の中では、意見として出させていただいています。女子生徒がスラックスを希望するというのであれば、それは個別に対応できると考えております。

◎吉良委員 大阪の髪を染めるということも、この前国会でも取り上げられたようにね、やっぱりそれぞれの個性を尊重していくってことが、あるがままのその本人の存在を認めていくということを基本にして、国際的な流れに沿っていくというのが、私は趣旨だと思います。ぜひこの校則も含め、制服をどうしても着なくちゃいけないのかと。あるいは何らかのセレモニーのときだけにするのかどうかを含めて、生徒たちがきちんと校則について話し合える機会を設けて、自治意識を高めていただきたいということを要請したいと思います。教育長、そこら辺についてのお考えどうですか。

◎田村教育長 おっしゃるように、札幌開成中等教育学校は私服でございます。そういう考え方はもちろんあると思います。我々もそこは議論もいたしましたけれども、高知県の場合、やはり、まだ私服でということについては保護者の皆さんに抵抗があるんじゃないかと思いました。そういったこともございますので、少なくともスタートの段階では制服でやらせていただきたいと思っています。

◎吉良委員 校則含めて、生徒たちに自主的に決定させていくという方向性についてはどうですか。

◎田村教育長 制服についてそうするほうがいいのかどうか。いろんなことについては、生徒にできるだけ自主性を持たしていきたいと、持ってもらいたいと思っていますので、学校運営全体の中で学校の中でそこは協議してもらいたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、義務教育国庫負担金の交付額の過大算定について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援学校の義務教育費国庫負担金の交付額の過大算定について御説明をさせていただきます。報告事項の赤のインデックス、特別支援教育課をお開きください。

本事案は、会計検査院が平成29年11月8日に公表いたしました、平成28年度決算検査報告において、本県ほか6県において義務教育費国庫負担金の交付額に算定の誤りがあることが指摘をされました。本県においては、平成25年度における義務教育費国庫負担金の算定基礎となる特別支援学校の標準学級数の計上方法を読み違い、同負担金の交付について過大に申請し、これを受けていたものでございます。

義務教育費国庫負担金の算定は、当該年度の5月1日現在の標準学級数を基礎としています。今回指摘がありました特別支援学校小・中学部におきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で示されている標準学級数の算出基準に基づき、単一障害の場合は児童生徒6人で1学級を、重複障害を有する場合は児童生徒3人で1学級を編成することとなっております。

誤りがありましたのは、平成25年度の重複障害を有する児童生徒の学級編成におきまして、一つは、学年をまたぐ複式学級を編制すべきところを、学年別の学級に編制をしていたこと。二つ目は、訪問学級を受ける児童生徒は重複障害を有する学級に含めるべきところ、別々にカウントしていたことにより、どちらも1学級とすべきところを2学級としていたもので、その結果として誤って2名分の定数加算を受け、国庫負担金303万円余りを過大に受け入れていたものでございます。

このことを受けまして、平成25年度の特別支援学校の義務教育に関する定数報告を訂正するとともに、負担金として過大交付されていた303万円余りを返還することとしております。平成26年度以降につきましては、国から示された基準に基づいて適正に実施をしておるところでございます。

今回の指摘を受けまして、複数の機関に御迷惑をかけ、さらに県民の皆様の信頼を損なうような事態となったことについて、まことに申しわけありません。教員定数の算出に関しましては、法に即した厳正さが求められるものでありますことから、法令遵守をもう一度強く自覚し今後は十分な確認を行った上で算定を行ってまいります。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 会計検査院が公表した平成28年度決算の報告ということなんですけど、これなぜ平成25年度分が今ごろになって出てくるんでしょうか。

◎橋本特別支援教育課長 29年1月に会計検査が行われた際に、25年、26年、27年度の分について検査が行われたとなっております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、病弱特別支援学校校舎新築工事の基本設計について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 引き続き特別支援学校校舎新築工事の基本設計について、御報告をさせていただきます。報告事項の赤いインデックス、特別支援教育課の2ページ、3ページをお開きください。

病弱特別支援学校の再編振興につきましては、児童生徒の実態の変化や、南海トラフ地震に対応するため、高知市新本町の高知赤十字病院北隣りにあります、高知江の口養護学校本校を、高知市大原町の県教育センター分館の敷地に移転整備することとしており、移転に係る基本設計を、今年3月から実施してきましたが、このたび完了しましたのでその概要を報告いたします。

基本設計の委託業者は、プロポーザル方式により選定しました上田・細木設計共同企業体で、心の教育センター建て替えの基本設計とあわせて委託をいたしました。資料の3の整備の概要にありますとおり、校舎は鉄筋コンクリートづくり4階建て、校舎総面積は3,540平米余りで、慢性疾患の児童生徒に対応できるよう、多目的トイレや寝台用エレベーターを設置するほか、全館に空調を完備いたします。

右側中段の囲みに、新校舎の各階の主な教室等の配置を記載しておりますが、1階には事務室、校長室などの管理諸室とともに、会議室としても使用できる広さの食堂と厨房、特別教室のほか、外部からの要請に応じた教育相談や支援を行うための地域支援室やカウンセリング室、通級指導に使用する教室を設けます。

2階には小学部教室、3階には中学部教室、4階には高等部教室を中心に設けますとともに、各階に必要な特別教室等を配置いたしました。また各階にはクールダウン室を設置しまして、発達障害等の特性に応じた対応の場を確保するとともに、可動式の間仕切りを設けた多目的教室を設置しまして、児童生徒数の変動や感染症対策などで柔軟に使用できるようにしています。

また南海トラフ地震への対応としまして、他の特別支援学校と同様に非常用発電機や非常用照明を設置いたします。体育館は既存の施設を活用いたしますが、慢性疾患の児童生

徒への対応のため、空調設備の設置や照明など、必要な改修は行うこととしております。そのほか心身症等運動制限のない児童生徒が多く在籍をすることになりますことから、今の学校にはなかったグラウンドを新たに整備をいたします。

敷地内の配置につきましては、右下に整備前後の比較を載せておりますけれども、1番右側の図にありますとおり、北側から心の教育センターと駐車場、その南にグラウンドを挟んで新校舎、1番南が既存体育館となっております。

資料3ページのほうに完成予想図を載せております。上段が全体の鳥瞰図。下段の左側が校舎を西側から見たもの。右側のほうが玄関と教室の内観です。教室や廊下は木質化し、安全面の確保や温かな雰囲気となるような配慮をしております。

今後のスケジュールにつきましては、1枚目の左下スケジュール案に載せておりますけれども、年内には実施設計に入りたいと考えており、来年度には現在の教育センター分館の解体工事、平成31年度から32年度にかけて校舎新築工事を行い、33年度の4月の移転開校を予定をしております。

以上が病弱特別支援学校の基本設計についての報告でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、心の教育センター新築工事の基本設計について、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 まず、心の教育センターの新築工事に関しまして、基本設計が終了いたしましたので概要を御説明いたします。

報告事項の赤いインデックス、人権教育課の1ページをごらんください。心の教育センターは、子供たちの課題を一元的に受理し、解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行うため、平成28年度から体制を強化いたしまして取り組んでおります。そこで、施設面での充実を図る必要があるということ、そして現在の施設は築40年以上経過して耐震性がないということもあり、建て替えを計画したものでございます。基本設計は特別支援学校と一体で実施をいたしました。

施設の概要は、木造2階建て一部RC造で、木造部分の壁にはCLTを用いる予定です。敷地を有効活用するため、建物を階段状に西棟、中棟、東棟と、この三つに分棟いたしまして、敷地の北側のほうに寄せまして、駐車スペースを40台ほど確保しております。

西棟と東棟には相談室や子供たちのセラピーや活動に使用するプレイルーム、教育相談研修等を行う研修室、またスクールカウンセラーなどが指導助言を受けたり、情報交換を行うためのスーパーバイズ室やプラットホームルームなどを配置する予定です。中棟には

階段やエレベーター、トイレを配置いたしまして、屋上には浸水対策としてキュービクルを設置する予定でございます。なお、研修に参加するための来所者は、建物東側の外階段を使用することといたしまして、相談のために訪れた方と動線が交わらないよう配慮いたします。

今後のスケジュールですけれども、これから来年度にかけまして、実施計画を特別支援学校と一体で行います。その後、平成30年度末ごろから32年度にかけまして、解体工事と新築工事を行いまして、32年度中の新施設の開所を目指してまいります。

以上で説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 続きまして、平成29年10月26日に文部科学省が発表いたしました、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果のうち、高知県の児童生徒の状況に係る数値等について御報告をいたします。お手元の資料の2ページをごらんください。

それでは、各項目について概要説明をさせていただきたいと思います。まず暴力行為についてでございます。平成28年度の公立学校における暴力行為の発生件数は小中高全体で483件であり、前年度より179件減少しております。この暴力行為につきましては、全校種で前年度より減少しておりますけれども、特に中学校で134件減少と大きく改善をしております。

なお、下の②のところに1,000人当たりの暴力行為の発生件数をお示しをしておりますけれども、前年度より1.8ポイント減少いたしまして、7.4件となっておりますけれども、全国とはまだまだ大きな開きがある状況でございます。

続きまして、4ページの平成28年度の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校が714件、中学校が332件、高等学校が267件、特別支援学校が3件、合計1,316件となっております。校種ごとに見ますと、小中学校で約60件ずつ減少しておりますが、高等学校では123件増加をしております。

5ページのいじめの態様をごらんください。全ての校種で冷やかしかからかいが最も多く、その他では校種によっても若干異なりますけれども、軽くぶつかられたり、仲間外れ、無視、こういった項目が多くなっております。

下の、いじめ発見のきっかけをごらんください。いじめ発見のきっかけといたしまして、

小中学校ではこれまでアンケート調査や学級担任が発見というものが多かったんですけども、平成28年度は本人からの訴えというものが最も多くなっておりまして。また高等学校ではアンケート調査など、学校の取り組みによって発見されるケースというものが特に多くなっておりまして。

6 ページのいじめの現在の状況についてでございますが、8割以上が解消しております。なお、その他という欄がございますが、いじめの認知が年度末に認知をされたがために、実際に解消に向けた取り組みというものが、この調査対象の後となったものでございます。ちなみに年度をまたいで、今年度になりまして解消に向けた取り組みを行いまして、現在は全てのいじめが解消しております。

続きまして、7 ページの小中学校の不登校についてご覧ください。不登校児童生徒数については、平成28年度公立の小学校が176人、中学校が650人、合計826人となっており、特に中学校では41人増加となっております。不登校児童生徒数は近年増加傾向にあり、非常に割合が高く、大変厳しい状況になっております。

不登校児童生徒に対しまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して支援を行ったり、教育支援センター等と連携して支援を行ったりしたことで、学校復帰につながったケースなど一定の成果が見られます。一方で、新たに不登校になる児童生徒が多く、なかなか歯止めがかからないといった状況が続いております。

8 ページの学年別不登校児童生徒数をごらんください。不登校児童生徒数は、特に中学1年で急増する傾向が見られます。いわゆる中1ギャップ問題については、小中連携の取り組みをさらに強化していかなければならないと考えております。

続きまして、9 ページの高等学校における不登校をごらんください。不登校生徒数のところにお示しをしておりますとおり、平成28年度の公立高等学校における不登校生徒数は185人となっており、前年度と比較をしますと、全日制で6人減少、定時制で12人増加となっております。全日制、定時制の合計では、前年度より若干増加はしましたが、ここ5年ほどを見ますと、これまで着実に減少してまいりましたが、28年度は若干増加という形になっております。

続きまして、10 ページの中途退学をごらんください。平成28年度公立の高等学校における中途退学者数は227人で、平成27年度より26人減少しておりまして、中途退学率にしましても1.6%と、前年度より0.2ポイント改善をしております。

以上、各項目について説明をいたしましたけれども、本県は非常に厳しい状況が続いております。まずは不登校や問題行動等に向かわせない、予防的な取り組みをしっかりと行っていくことが重要でございますが、厳しい状況にある児童生徒への支援の充実を図るため、個々の児童生徒の状況等について学校が組織で共有をし、組織で手だてや具体的な支援を講じていくことが重要です。現在、県教育委員会が力を入れている、校内支援会が各学校

でさらに充実したものになるよう市町村教育委員会等としっかり連携をして、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 3ページと10ページの、それぞれの暴力行為の発生件数における、国公私立学校の平均と公立の平均値、それぞれ中途退学者も含めて見てみますと、暴力行為は私立のほうが少なく、中途退学者は私立の方が多くて、それぞれ平均をすると、そのポイントに差が出ていると。これはどういうふうに読み解くのが正しいのでしょうか。

◎西内人権教育課長 私立学校のことにつきましては、私どもが申し上げる立場にはございませんけれども、実際のところ、不登校にいたしましても、中途退学にいたしましても、私立学校が入ると結果として数値がぐんと上がってしまうということでございます。公立学校だけを見ますと、例えば高校の不登校でしたら、公立学校だけですとほぼ全国平均並みでございます。中途退学につきましては、全国を下回る状況ではございます。結果として全国を国が公表する場合には、国公私立全部まとめた形で公表しますので、そういった形で公表をすると、どうしても私立学校と合算をすると、数値が上がってしまうという結果になっております。

◎前田委員 高知県のもので出ているんですが、3ページにおいては、暴力行為の発生件数に関しては、1,000人当たりの発生件数7.8が公立で、私立と合算すると7.4と改善してあるんですね。一方で10ページに関しては、中途退学は私立のほうが悪くて、数字が0.3ポイント悪化しているということですので、先ほどの御説明だと、ちょっと違和感があると思います。

◎西内人権教育課長 暴力行為につきましては、ここ5年ほど、公立学校においても増加傾向にございまして、特に小学校の暴力行為が非常に数値が高かったという状況もございます。そういった中で、暴力行為の件数が憂慮される状況がございまして、これは私立学校と比較をいたしますと、公立学校のほうが高い状況となっております。そういった中で、先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、平成28年度はかなり改善はいたしましたが、まだ高い状況ということで、非常に厳しい状況が続いているということでございます。

◎前田委員 それと5ページなんですけれども、いじめ発見のきっかけで、大体が小中学校は本人からの訴えが3割強ということなんですけれども、高等学校になると、突然本人からの訴えは8%を切るという、これは何か原因があるのでしょうか。

◎西内人権教育課長 これは、高等学校におけるいじめの認知件数との絡みもでございます。先ほど説明させていただきましたけれども、高等学校では積極的にいじめを認知しようという取り組みがかなり進んでおります。そういった中で、本当に生徒同士の間で起こるト

ラブルというものも、しっかりいじめとして認知をして対応していこうということが、特に高等学校のほうで浸透したのかなと感じております。そういった中で、県教育委員会から、全ての学校において、年2回は最低いじめに関するアンケートを行ってくださいとお願いをしております。そういったことで、今回特に県立学校において、いじめのアンケートを用いて把握をしたものを子供たちに確認をしながら、いじめに該当するという捉え方が浸透していたと。その結果として、本人からの訴えが低いというよりは、アンケート調査によるこの取り組みが進んだという捉えをしております。

◎前田委員 ということは、この小学校、中学校は県立は非常に少ないですので、恐らく各市町村単位のお話になってくるのかなと思うんですが、そこも、この事例のように広げていく方向性で、これからもお願いをして拡大させていくということなんでしょうか。

◎西内人権教育課長 本日は御説明しておりませんが、国のいじめ防止基本方針がこの3月に改定をされました。それを受けまして、今、県、各市町村、各学校において、いじめの基本方針の改定をお願いをしているところでございます。そういった中で、いじめの認知について、積極的に進めてもらいたいとお願いをしております。そのことについては、また改めてこの10月、11月に御説明して回らせていただきましたので、今後そういった取り組みが進んでいくと考えております。

◎三石委員 数字は正直で、状況がよくわかるわけですね。多少減少してきたとはいえ、実際まだまだとてもじゃないけどいいとは言えませんわ。28年度の調査の結果についての説明やけれども、これはきのうきょうに始まった話じゃないわけよね。もう10年も20年も、30年ほど前から、ずっとこういう問題があって、どうにかせないかんということで、先ほども言われましたけれども、いろいろな取り組みをやってきて、まだこれですよ。決して私、前進しているとは思えない。先ほども言われたけど、特に低年齢化しとるわけね。小学校1年生の時点で授業が成り立たんというところも実際あるわけですよ。そんなことがあるので、保幼小の連携、小学校と中学校の連携、チーム学校だとか、いろいろ取り組みやられているけれども、どうかなということを思うと同時に、高知市、児童生徒の約半分近くが集中していますよね。やっぱり高知市と県、市教委と県教委の連携は、問題行動だけじゃなくて学力にしても、全てにおいてものすごく大事。そこらあたりはどのような状況で進展しているんですか。知事と教育長と、向こうの市長と教育長と、特に教育のことに議題を絞って話をしてもらいたいと、実際しているわけやけれども。そんなことも含めて高知市との関係はどうなっているんですか、うまくいっているんですか。

◎田村教育長 三石委員からもお話があって、ことしも知事と私、それから高知市長と高知市教育長での会を行っております。そういう中で、本当に有意義な話ができていると思います。そういう中で特に、これは学力の問題になりますけれども、高知市の場合、学校現場で授業改善をするための指導する指導主事の配置が少ないという問題もあって、それ

については県からも応援してもらいたいと、高知市としても強化をしていきたいというお話があって、それについては、ぜひ県としても応えていきたいというお話もさせていただいたところでございます。

◎三石委員 この前、高知市の教育次長とお話しする機会もあったんですよ。今の次長は小学校の教員をやられてたんですね。前々から私も知っているんですけども。高知市と県がやっぱり一つになって、問題解決に向けての取り組みをしていかないと。県は県、高知市は高知市じゃって、そんなプライドとか、そんなもんもう要らんでって。本当に1番大事なのは子供たちですからね。そういうことが大事というお話をさせてもらったんですけどもね。永野次長、そのあたりどんな状況ですか、もう少し詳しく。

◎永野次長 この議論は、人権教育課の今のいじめや不登校を軸にしての議論でございますけれども、学力のみならず、こういった意味の非常に厳しい環境下にある子供たちへの支援も含めて高知市と協働して、これから課題解決に取り組もうという申し合わせ、意見のすり合わせは、ことしかなり進んでおります。次年度のそういった施策の展開の中にも、それらがきちんとくいが打っているような仕掛けをさせていただいております。

◎三石委員 特に高知市ですけど、高知市も含め各市町村との連携というか、課題意識の共有をやっていってもらいたいと思いますね。

それと、これとは直接関係がないかもわからんけれども、先生に自信が非常になくなってきている方が多いような気がするね。小学校1年生に、こらくそばあとかなんて、めちゃくちゃ言われてやね。そりゃあがっくりきますよ。本当に御苦労ですけどね、ぜひお願いしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

新図書館整備課長から、図書館の塩見文庫の本の貸出数について回答があります。

◎国則新図書館整備課長 先ほど、坂本委員から御質問がございました、県立図書館の塩見文庫の利用状況について、御説明をさせていただきます。

まず、先ほど森課長から説明しました教育センターの分も含めまして、先ほど貸し出しを行っているという説明をいたしました、個人から寄贈されました貴重な資料でございますので、一般の方には貸し出しは行っておりません。研究者などに限って貸し出しを行っている場合もございますが、基本的には閲覧のみという扱いをしております。

県立図書館に収蔵しておる約1万2,000冊の資料の中で、特徴的なものとしましては、日本統治時代の台湾に関する書類とか、日韓外交資料など、中央官庁に係る出版物など、非常に貴重な資料がございます。

利用状況としましては、平成28年度の延べの閲覧者の数としましては、延べ67名で122冊です。29年度につきましては、昨日12月14日までで延べ44名、72冊御利用をいただいております。

以上でございます。

◎土居文化財課長 先ほど坂本委員から、イベント時の入館者数のお尋ねがございました。イベントのうち、高知市の花回廊、春にある高知市観光協会が行う行事でございますが、この際も時間延長を午後9時までしております、平成29年4月7日から9日まで開催されました。この3日間の1日当たりの平均で、昼夜合わせて1,824の方が入っています。うち時間延長の時間帯に入れた方が640人になっております。ちなみに、その前年度、28年度の同じイベントですけれども、4月1日から3日まで開催されまして、3日間の1日当たり平均が昼夜合わせて1,955人でございます。うち982の方が、時間延長の時間帯に入っています。

◎坂本（孝）委員長 以上で、教育委員会を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については18日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、以後の日程については、18日の午前10時から行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会は、これで閉会します。

（16時34分閉会）